

令和元年度
自己点検評価書

令和2(2020)年6月
ヤマザキ動物看護大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	38
基準 4. 教員・職員	50
基準 5. 経営・管理と財務	59
基準 6. 内部質保証	70

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

学校法人ヤマザキ学園は、故山崎良壽が昭和 42(1967)年 12 月 10 日に「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を建学の精神に掲げ、東京都渋谷区神泉町の自宅の応接間に 7 人の生徒と 13 人の教員とが集い、サロンのような形で私塾として「シブヤ・スクール・オブ・ドッグ・グルーミング」を創立して以来 52 年の歴史を有する。本学園の建学の精神は、今日に至るまで終始一貫揺るぐことなく継承されている。また、創始者は、「21 世紀は資格の時代」との考えから、時を同じくして資格認定事業を行う「日本動物衛生看護師協会」(現 特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会)を設立した。

昭和 45(1970)年には、「シブヤカレッジ」に改称し、高等学校卒業生を対象に、コンパニオン・アニマルの健康管理を中心とした体系的な人材養成事業を始めた。

昭和 52(1977)年には、校名を「ヤマザキカレッジ」に改め、犬の健康管理に留まらず、猫、鳥類、魚類等のペットについても総合教育を開始した。

昭和 58(1983)年に、これまでの 2 年制教育の上に、全日制専攻科 1 年コースとして「ヤマザキカレッジ附属日本動物看護学院」を設置し、コース修了者に資格認定試験を行い、合格者にはアニマル・ヘルス・テクニシャン(現 動物衛生看護師)のライセンスを授与した。同時期に日本の獣医大学が 4 年制から 6 年制に改制され、その 1 期生として新教育を受けた獣医師が社会に巣立つ昭和 59(1984)年に、本学でも 3 年間の専門教育を受けたプロフェッショナルを社会へ送り出した。日本の社会においては、犬や猫のコンパニオン・アニマルが人間のパートナーとして見直され始め、それにつれて動物看護師の就職の場も広がっていった。

昭和 60(1985)年、「ヤマザキカレッジ附属日本動物看護学院」を全日制 3 年コースとして独立させ、3 年間の一貫教育に統一した。

平成 6(1994)年、社会的な信頼のもと東京都から学校法人として認可を受け、平成 7(1995)年 4 月には、学校法人ヤマザキ学園「専修学校日本動物学院」として開学した。

さらに、平成 16(2004)年 4 月、動物への深い愛情と高い関心を寄せる多くの人々からの期待と要望に応えるために、東京都八王子市南大沢に「ヤマザキ動物看護短期大学」(3 年制、動物看護学科：入学定員 100 人)を開学、コンパニオン・アニマルに係わる学問領域の確立に向けて、学園は大きな第一歩を踏み出した。

平成 19(2007)年 4 月には、同短期大学に専攻科として動物看護学専攻(全日制 1 年、定員 20 人)を新設した。

平成 22(2010)年 4 月、「ヤマザキ学園大学」(4 年制、動物看護学部動物看護学科：入学定員 180 人)を開学した。本学はこれまでの実績に基づき、動物看護教育を基盤とした教育研究の発展に寄与することを目的とし、創立以来現在まで約 14,000 人の卒業生を輩出している。このように、社会の要請に応え得る人材育成の大学として、本学は重大な使命を有するに至っている。

平成 28(2016)年 4 月より、「ヤマザキ学園大学」は動物看護学科を動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻の 2 専攻に分け、2 年次進級時において 2 専攻から希望の専攻を選択できるようにした。この専攻分離の理由としては、動物看護分野の学生の進路選択における、嗜好性の多様化に鑑み、動物病院に勤務する動物看護師の養成のみならず、動物関連の一般企業等への職域拡大に対応するためである。

平成 30(2018)年 4 月に大学名を「ヤマザキ学園大学」から「ヤマザキ動物看護大学」に変更した。このことにより、受験生が本学の教育内容について、以前にも増して理解してくれることを期待している。

【建学の精神】

本学は、学園創立以来、継承してきた「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を建学の精神に掲げており、人間は地球上に存在する多種多様な生命に対し、尊敬の心を持ち、共に生きるものに限りない愛を注ぐ存在であり、この精神に基づいて、調和のとれた平和な社会の建設に寄与する豊かな人間性と幅広い視野を持つ人間教育を行うことを目的としている。また、「職業人としての自立」は、動物看護師の社会進出を目指し、動物看護師がヒトと動物の共生社会において、必須の職業であることを社会に広く証明することを目的としている。

【大学の基本理念】

本学は、学園の建学の精神のもと「生命（いのち）を生きる」を教育理念とする。この教育理念は、「動物を愛することで自分自身も大自然のなかで生かされている生命であることを認識し、人間が自分たちよりも小さな弱い立場のものに思いやりの心を忘れずに、動物たちと豊かに共生すること」である。これは本学の基本理念であり、常にこの基本理念を基盤に教育を行い、本学へ入学を希望する全ての学生に対してもこの基本理念に共感することを求めている。

本学では毎年 10 月 21 日に創始者を偲び追悼記念礼拝を執り行っている。この礼拝では、宗教や宗派を超えて、学生・教職員及び学園関係者が創始者の生前の教え、建学の精神及び教育理念を今一度新たな気持ちで胸に刻んでいる。日々変わる社会において、本学が果たすべき使命は何かを考え、創始者が志した原点に立ち戻る重要な機会である。本学の学生及び卒業生が建学の精神と教育理念を心に留め、職業人として使命感を持った人材になるよう、教育の更なる推進に努めている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 21 年 10 月	ヤマザキ学園大学動物看護学部動物看護学科設置認可 初代学長に中村經紀が就任
平成 22 年 3 月	南大沢キャンパス 2 号館竣工
平成 22 年 4 月	ヤマザキ学園大学開学
平成 24 年 1 月	南大沢キャンパスを拡大
平成 24 年 7 月	南大沢キャンパスにマルチフィールド及び 管理棟（グリーンガラスロジ）竣工
平成 25 年 4 月	第 2 代学長に山崎薫が就任
平成 28 年 2 月	南大沢キャンパス 3 号館竣工
平成 28 年 4 月	ヤマザキ学園大学動物看護学部動物看護学科に 動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻を設置
平成 30 年 4 月	ヤマザキ動物看護大学に校名変更

2. 本学の現況

- ・ 大学名 ヤマザキ動物看護大学

- ・ 所在地

校舎等	所在地
1 号館	東京都八王子市南大沢 4-7-2
2 号館	
3 号館	

- ・ 学部構成

学部	学科	備考
動物看護学部	動物看護学科	平成 22 年度開設

ヤマザキ動物看護大学

・学生数、教員数、職員数

【学生数（令和2(2020)年5月1日現在）】

学部名	学科名	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	現員
動物看護学部	動物看護学科	180	720	218 (184)	204 (166)	172 (127)	177 (130)	771 (607)

注) ()内は女子学生の内数を示す。

【教員数（令和2(2020)年5月1日現在）】

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	計
動物看護学部	動物看護学科	17 (7)	3 (3)	6 (4)	7 (7)	11 (9)	44 (30)

注) ()内は女性教員の内数を示す。

【職員数（令和2(2020)年5月1日現在）】

	職員(本務)	職員(兼務)	嘱託職員	計
事務職	18 (12)	1 (0)	4 (0)	23 (12)

注) ()内は女性職員の内数を示す。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1) 使命

医学の進歩に看護学を専門とする看護師が重要な役割を担ってきたように、動物医学の進歩においても、動物看護師の必要性が求められている。

日本における動物看護師教育は、約 50 年前から開始されたが、その内容に関しては、明確なカリキュラムのもとに実施されたものではなかった。当時の動物医療の世界は、動物の「生命（いのち）」はヒトの命に比べれば軽視されるのが常であり、獣医師資格は国家資格化されていたものの、獣医学そのものが社会的には十分に認知されていない状況であった。従って、動物看護学は獣医学と密接に関係していることから、動物看護学教育もほとんど社会的には認知されていない状況であったといえる。

このような時代背景の中で、本学は動物の命を大切にすると同時に、ヒトの生活に動物の存在が重要な役割を果たすことを確信し、動物看護学教育を専修学校から開始し、短期大学における動物看護学教育を経て、大学における高度専門教育としての動物看護学教育にまで進化させてきた。この変遷は、日本における経済成長の高まりと「ヒトと動物の共生」の影響を強く受けているが、同時に、獣医学教育及び動物看護学教育の必要性が社会的に認知されてきたことにも起因している。つまり、本学における動物看護学教育の使命は、高度な知識と技術を持った動物看護師を養成すること、さらに、それらの知識と技術をもってヒトと動物の共生に広い分野から貢献できる人材を養成することにある。

2) 目的

本学の目的は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命（いのち）を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという原点を忘れずに、共鳴・共生する生命の思想を貫き、動物看護に係わる基本的な理論・技能（アート）を身に付け、

専門的応用的能力を有する人材を養成することを目的としている。

そのために本学は、

- ① 動物病院を中心に臨床現場で活躍する動物看護師に求められる専門的な知識と技術を修得し、動物看護の新しい領域を追求していく。
- ② 人と動物とのより良い共生生活をめざし、動物介在福祉の現場や動物関連産業分野で活躍し社会に貢献できるよう新しい領域で学ぶ。

の以上2つを目的としている。

3) 教育目的

本学の教育目的は、上記の通り、動物看護学を教育の対象とし、動物愛護の精神に則り、人間と動物の関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に係わる高度な知識と技能（アート）を身に付けるための教育を行い、専門的応用的能力を有する人材を養成することである。

上記の目的の①に関しては、動物看護学教育は比較的新しい分野であることから、この分野を発展させるためには、教育と同時に研究を進展させる必要がある。このためには、研究に強い意欲を持つ人材の育成が必要不可欠であると同時に、臨床の学問としての動物看護学を教育することが必要である。さらに高度獣医療に伴う看護技術を習得させる必要がある。②に関しては、臨床としての動物看護学教育を教授された学生が、社会の各方面に対応できる能力を身に付けていることから、動物病院のみならず一歩進んで動物に関連する社会の広い分野においても貢献できることを基本理念としている。とくに人間との関係を重要視することによって、動物を介して人間の生活を豊かにすることの重要性を教育することを念頭に置いている。少子高齢化の時代にあって、動物の存在が重要視されてきている現在では、日本のみならず、世界各国においても、この分野で活躍する人材育成の必要性が叫ばれている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、上記の通り平易な文章を用い簡潔に文章化し、本学の大学案内書及びホームページ上に常時明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

1) 大学及び学部学科の特色

本学は、社会的要求増加のもと、伴侶動物（コンパニオン・アニマル）看護学教育に特化した大学として認可され、開学した。伴侶動物看護学とは、これまで愛玩動物やペットと称された、主に犬及び猫の看護を目的とする実践的な学問である。動物看護学は、全ての

動物に対する看護を目指しているが、この目的で看護を実践するためには、各動物に対する看護理論を構築する必要がある。日本における動物看護学教育を実践している大学は、現時点では9つの大学があるが、その多くが動物看護学部ではなく、他の学部に動物看護学科やコースを併設し教育している。しかしながら、動物看護学の基本になる動物看護理論が提起され、実践されている理論は、現時点では伴侶動物に対する看護理論が主体である事から、動物看護学を教育するためには、伴侶動物の看護に特化する必要がある。本学における教育は、開学時より伴侶動物看護学教育を行うことを目的としてカリキュラムが組まれており、伴侶動物看護学とは何かを教育の中心に置いて実施されているところに大きな特徴がある。さらに、動物看護学教育は、獣医学教育と密接な関係を持っていることから、獣医学教育に対応した教育を行い、獣医学教育を補填する動物看護学教育を実践することにより、同等のレベルで議論できる能力を教授するところに本学の個性・特色がある。これらは簡潔に文章化し、本学の大学案内書及びホームページ上に明示している。

2) 地域の生涯学習の機会の拠点

一般市民に対して伴侶動物の看護に関する知識の修得など生涯学習の機会を設け、公開講座や動物愛護シンポジウムを開催し社会に貢献している。

また、地域活動として、(公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団や大学コンソーシアム八王子をはじめ近隣大学間との連携を図り、行政機関の要請に基づく講演・イベント等に積極的に参加し、地域社会に貢献している。

1-1-④ 変化への対応

本学は、平成25(2013)年度に完成年度を迎えたが、それ以後の大学を取り巻く社会情勢の変化については、使命・目的及び教育目的に対して求められる期待や存在意義を踏まえ、各種常設委員会で、法令への適合も含め、継続的な検討を実施している。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的は、設置認可申請書類等において明確に記述している。ただし、社会情勢の変化に対応した人材の育成は社会の要求に対し的確に対応できるよう、中・長期構想委員会等により、恒常的に将来計画を検討している。具体的には、大学完成年度以降の社会情勢等を踏まえ、随時、使命・目的及び教育目的の見直し等を常設の中・長期構想委員会を中心に検討し、平成27(2015)年度にはその一部を実施した他、平成28(2016)年度からは3コース制を改め動物看護学及び動物人間関係学の2専攻を設置し、さらに新カリキュラムの一巡後には2専攻をさらに昇格させ、動物看護学科と動物人間関係学科の設置も視野に入れ検討を進めている。

また、使命・目的及び教育目的の適切な検証については、「ヤマザキ動物看護大学自己点

検・評価規程」第3条に明示しており、これを継続・実施している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学園の理事長は本学の学長を兼務しており、教学側のリーダーとしても諸決定に関わっている。教員各自が使命・目的及び教育目的を常時意識することにより、学長のリーダーシップが保持されている。

また、本学園の創立記念日においては、全教職員が参加する教育研究フォーラム等を開催し、建学の精神及び使命・目的及び教育目的の理解と再確認の機会としている。以上の通り、本学の使命・目的及び教育目的に対する役員・教職員の相互理解と支持は充分である。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、大学案内書及びホームページ上に常時明示することによって学内外に周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学園創立50周年を迎え、平成27(2015)年度をもって第一期構想計画は完了したが、次期構想策定は学長を中心に動物看護学専攻と動物人間関係学専攻をそれぞれ学科に独立させる。さらに大学院修士課程の設立を検討中である。

本学の建学の精神、教育理念と目的は、三つの方針、すなわちディプロマ・ポリシー（卒業認定および学士の学位授与に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）について次のように公示されており、それぞれのポリシーは本学の使命・目的及び教育目的を十分に反映している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1) ディプロマ・ポリシー

修業年限以上在籍し、所定の単位数を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士（動物看護学）の学位を授与する。

本学では、動物看護学及び動物人間関係学の2専攻を設置し、動物看護師としての使命を有し、それぞれの特徴を活かした学修により、基本的理論・技術を修得の上、教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野と課題解決能力を身に付けた学生に対し、学士（動物看護学）を授与する。卒業生には、人と動物との架け橋として社会に貢献する人材として活躍することを期待する。

2) カリキュラム・ポリシー

本学では「動物看護学専攻」及び「動物人間関係学専攻」において、動物愛護の精神に則り、人と動物の共生の思想と倫理観を身に付けることが不可欠であり、以下のような教養教育及び専門教育課程を編成し実施している。

- ・教養教育科目では、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を養う。
- ・専門教育科目では、専門基礎科目と専門科目と総合科目から編成される。専門基礎科目では、教育の質を保証するために、全ての科目を必修としている。専門科目は、学生の興味や進路に配慮して、「動物看護学専攻」及び「動物人間関係学専攻」において、それぞれの特徴を生かした科目で編成される。なお、実習科目は、講義科目に対応させ、1年次から4年次まで段階的に受講するよう編成している。

総合科目は、コミュニケーション能力及び時代に即したトピックを学修するための科目として、「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」、「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」、「アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）」、「アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）」を配置している。

以上の課程の修得により、課題解決能力等の涵養及び社会人としての基礎力の構築に努め、3年次後期の「研究法」及び4年次の「卒業論文」では、研究室制度により個々のテーマに基づく研究成果をまとめるとともに、少人数体制での人間形成を行う。

3) アドミッション・ポリシー

本学が求める学生像は、人と動物の架け橋になる者。入学者受入方針は以下の通りである。

1. 本学の建学の精神及び教育理念に共感する者。
2. 動物に深い理解と愛情を持ち、人と動物の豊かな共生を目指す者。
3. 動物看護学または動物人間関係学の修得能力を持つ者。

4. 社会の一員として、国際的な視野に立ち、コミュニケーションを大切にする者。
5. 自ら学び、解決策を見出すための努力ができる者。

なお、本学の特色ある、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、変わりゆく社会のニーズに対応するため、適宜部分的な検討を行う。この方針に従い、高等学校においては、理系教科のみならず、文系教科の基礎学力を求める。本学は、アドミッション・ポリシー 1 から 5 に対応した評価を各選抜方法によって行っている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成と整合性

本学の組織運営は、「学校法人ヤマザキ学園運営組織」により構成されており、管理及び運営に関する規程が整備されている。

大学の教育研究に関わる事項について、研究に関しては、教授会の中に研究委員会が設置されており、個人研究及び共同研究について議論されている。特に動物看護学は研究の面では、新しく開発されなければならない事項が多く認められ、研究の方向性は多岐にわたっている。

また、教育に関しては、教務委員会が機能しており、新しい大学が抱える様々な教育上の問題を解決するため、全教職員が一致して努力している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

開学 10 年目を迎え、新しい学問である動物看護学を教育することの重要性を強く感じている。従って、教育研究共に、高い目標を設定して努力することが必要であり、このために、完成年度以降におけるカリキュラムの検討がなされている。動物医療における動物看護学教育の充実と発展のために、本学におけるカリキュラムの充実は不可欠である。

そのため、これまで「ゆるやかな 3 コース制」が学生の履修モデルとして提示されてきたが、2 専攻（動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻）を設け、学生の学修計画をより一層明確にし、有効化するための検討を重ね、平成 24(2012)年度にはその具現化を果たした。更に、研究に関しては、平成 30(2018)年度からは、3 年次後期に新科目として「研究法」を立ち上げ、卒業研究のための準備教育を各研究室に分かれて実施している。「卒業論文」は卒業のための必修科目と位置づけられており、動物看護学や動物人間関係学に関わる特色のある論文が多く提出されている。これは、動物看護学領域を拓げることにも繋がっている。

【基準1の自己評価】

本学は開学以来、建学の精神と教育理念を原点にし、動物愛護の精神に則った動物看護学の教育と研究活動を行い、社会に貢献できる人材育成に取り組んできた。

全学的な学部の教育目的及び目標を達成するために、教学部門と法人部門は常に緊密な連携をとり、教学については学長のリーダーシップに則った教育研究を推進し、全教職員が教育の使命目的及び教育目的をしっかりと理解している。

本学は、平成29(2017)年度に学園創立50周年を迎えて、教育研究の更なる充実と活性化のための中・長期構想策定及び学内諸行事についても、適宜発行される印刷物やホームページ上に掲載し、建学の精神及び使命・目的を公開することに努めている。

以上のことにより、本学では建学の精神が教育理念及び教育目的において具現化されており、基準1「使命・目的等」を満たしていると判断した。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、創始者の想いに根ざした生命観や自然観に支えられた全人格的な教育を目指したアドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を策定し、入学試験を実施している。

アドミッション・ポリシーは、入学試験要項をはじめとして、大学案内書、ホームページ上などに明示し、全志願者及び全国の高等学校に周知している。

大学の広報においては、大学所管の学生募集部会及び法人本部広報部と常に連携し、年間8回のオープンキャンパス、4回のミニオープンキャンパスを実施し、アドミッション・ポリシーだけでなく、学部学科説明、入学試験説明、教員による模擬授業、授業・研究紹介及び教職員・学生による個別相談により、入学に際しての不安を取り除き、本学の動物看護学科について理解を深める機会を数多く設けている。オープンキャンパス実施後は、学生募集部会を開催し、参加者のアンケート集計結果等に基づき、次回のオープンキャンパスに向け、改善を図っている。

また、志願者や高等学校からの個別依頼の学校見学や高等学校におけるガイダンス、出張講義及び外部会場で実施される会場ガイダンスにおいても志願者、保護者及び高校教員

ヘアドミッション・ポリシーに基づき、詳細な説明を行っている。

さらに、全国の高等学校には、入学試験要項を送付し、高等学校進路指導教員等に対する説明会及び高校訪問を実施し、アドミッション・ポリシー及び本学の教育内容について説明している。

動物看護学は新しい学問であることから、入学試験前にオープンキャンパス等に積極的に参加し、本学の動物看護学の内容をよく理解した上で受験するように広報している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜の実施については、文部科学省通知の「令和 2(2020)年度大学入学者選抜実施要項」に基づき、学長を委員長とする入学試験委員会を全学的な取組みとして年間 12 回開催し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保に努めている。

入学試験当日は、学長を本部長として入学試験本部を置き、本部長の指揮の下、試験教室設営、試験遂行及び採点業務が適性かつ公正に行われるよう管理監督し、運営している。

入学試験実施日の朝には、試験担当者全員が出席し、入学試験実施に関する説明会を行い、厳正に試験が実施されるよう努めている。

合格者の判定については、入学試験本部において採点委員が試験結果に関する報告会を行った後、入学試験委員会において最終判定を行い、後日教授会で承認を得ている。入学試験要項の作成、願書の受付及び合格発表等の業務は、入学試験委員会の監督の下、大学事務局入試広報部入試広報課が行い、入学試験問題の作成依頼、印刷及び管理は入学試験委員会の構成員である学部長を中心に実施している。

入学試験問題は、高等学校学習指導要領に基づく公正かつ適切な入学試験問題作成の重要性から外部委託をし、学内においては、学長から任命された入学試験問題作成委員が入学試験問題の適否について、最終的に厳正に審査して問題を作成している。

入学試験問題作成委員は採点委員を兼ね、試験実施中は入学試験本部に待機し、受験生の質問等に対応する体制を整えている。

1) 入学試験の種類について

令和 2(2020)年度の学生募集に関して、本学では①指定校推薦入学試験、②公募推薦入学試験、③一般入学試験、④大学入試センター利用入学試験、⑤AO 入学試験の 5 つの選抜方法を採用している。また、社会人入学試験及び編入学試験を実施している。

① 指定校推薦入学試験

本学を専願とし、高等学校長が推薦する生徒で、出身高等学校の学習成績の条件として評定平均値が 4.0 以上を指定校推薦 A、評定平均値が 3.4~3.9 を指定校推薦 B とする。書類審査（入学志願票、調査書）と出願時に提出する小論文及び複数教員による個人面接を

行い、アドミッション・ポリシーに沿った生徒を選抜している。

②公募推薦入学試験（Ⅰ期、Ⅱ期）

本学を専願とし、高等学校長が推薦する生徒で、出身高等学校の学習成績の条件として評定平均値が3.0以上を対象とする。書類審査（入学志願票、調査書）と出願時に提出する小論文及び複数教員による個人面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った生徒を選抜している。

③一般入学試験（Ⅰ期からⅣ期）

書類審査（入学志願票、調査書）と筆記試験を課す。筆記試験では、1. 理科の生物基礎または化学基礎いずれか1科目、2. 英語、国語総合、数学Ⅰのうち1科目を選択する2科目受験とし、本学が求めているアドミッション・ポリシーを理解し、そのポリシーに基づき、「動物の生命の大切さ」について学ぶことのできる学力の生徒を選抜している。

④大学入試センター利用入学試験（Ⅰ期からⅣ期）

書類審査（入学志願票、調査書）を課すと同時に、大学入試センター試験の得点を利用する。一般入学試験に準じた教科による大学入試センター試験の受験者の中から、本学が求めているアドミッション・ポリシーを理解し、そのポリシーに基づき、「動物の生命の大切さ」について学ぶことのできる学力の生徒を選抜している。

⑤AO 入学試験（A 日程から E 日程）

書類審査（入学志願票、調査書）と出願時に提出するエントリーシート及び複数教員による個人面接を行う。オープンキャンパスまたはミニオープンキャンパスへの参加を通して、本学の特色や内容をよく理解し、その教育方針に沿って明確な目標を持つ個性豊かで優秀な生徒を選抜している。個人面接では、提示されたテーマについて、2 分以内での口頭発表を課し、アドミッション・ポリシーに沿った生徒を選抜している。

2) 入学前教育

上記の各入学試験合格者には、入学前に本学のアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に則り、家庭での動物飼育経験がない、あるいは動物とのふれあい経験が少ない等の生徒に対しては、授業や動物に慣れることを目的とした実習内容を提供し、入学後に不安なく授業に取り組めるように教育支援を行っている。また、本学の各々の教員が推薦図書を挙げて生徒に感想文を提出させ、自宅での自主学習や生徒と教員の入学後のコミュニケーション構築のための一助としている。

3) 受入れ後の対策

本学志願者に対して、将来の就職の展望を含め、オープンキャンパス、ガイダンス及び入学前教育の機会において繰り返し、アドミッション・ポリシーの説明と周知に努めている。入学後に、想像していた教育内容とのギャップや学修において困難を感じ、志望が変化する学生も想定されることから、入学後の学修面で困難を感じている学生については、クラスアドバイザー制度、各教員によるオフィスアワー制度及びカウンセラーによるカウンセリングを活用し、重層的にサポートできる体制を整えている。さらに、入学前教育を年2回開催し、大学での講義に慣れさせると共に、希望する生徒に対して、モデル犬を用いた体験実習を実施している。また、将来の志望に関する漠然とした不安の解消対策としては、2専攻いずれかの専門教育を修めることによって幅広い職種の選択が可能であることを説明し、さらに、就職支援課職員との面談の機会を設け、学生の更なる学修意欲向上に努めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

定員数の確保は最も重要な事項であり、学長を委員長とする入学試験委員会が中心となり適切な学生数の確保に努めている。開学以来10年間の入学者数の推移は、次の表に示すように入学定員180人に対し、平成22(2010)年度182人、平成23(2011)年度184人、平成24(2012)年200人、平成25(2013)年度195人、平成26(2014)年度183人、平成27(2015)年度173人、平成28(2016)年度162人、平成29(2017)年度176人、平成30(2018)年度188人、令和元(2019)年度218人で、開学以来概ね入学定員を充足している。平成27(2015)年度は入学定員の96%、平成28(2016)年度は同90%、平成29(2017)年度は同98%と定員を割り込んだが、平成29(2017)年度からは増加傾向にあり、平成30(2018)年度は、4年ぶりに定員を満たし、令和元(2019)年度は121%であった。今後も入学定員を充足できるようさらに教育内容を充実させ、教職員一丸となって動物看護に対する社会の認知度を上げていく必要がある。【表2-1-1】

【表 2-1-1】 平成 22(2012)年度から令和 2(2020)年度入学者数の推移

入試の種類	募集 人員	入学者数										
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
指定校推薦	(90)	31	28	55	44	31	33	41	25	32	36	38
公募推薦入試	(90)	43	34	13	13	17	17	12	10	13	14	19
一般入試	50	61	51	52	66	56	50	32	35	36	23	42
センター試験	10		6	3	11	25	10	19	20	12	18	8
AO入試	30	47	64	77	61	54	63	58	86	95	127	110
特別入試	若干		1									
総数	180	182	184	200	195	183	173	162	176	188	218	217

(公募推薦入試の募集定員 90 人の中に指定校推薦入試の募集定員を含む)

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

動物看護学は新しい学問であることから、高校生に対して教育内容を分かりやすく説明すると同時に、高等学校教員に対しても高等学校教員対象説明会、高校訪問を通し、就職先における将来性を説明し、動物看護学について一層の理解を深めてもらう必要がある。

さらに、八王子学園都市大学による「いちょう塾」等の公開講座やオープンキャンパスにおける本学の授業・研究紹介を通し、動物看護の分野に関する社会の認知度を上げ、動物看護学教育に対する理解がさらに深まるように努めていく。

その為には、オープンキャンパスやキャンパスツアーを充実させ、高校生だけでなく、動物看護に関心を持つ多くの小中学生や近隣住民を含めた人たちにも参加を呼びかけるとともに、高校生に対しては、教員による出張講義を積極的に行い、動物看護に興味を持つ志願者の確保に努める。動物看護師の職業に対する理解が深まることによって、入学者数を増やすことは可能であると考えられる。

今後は、本学の建学の精神である「生命への畏敬」、「職業人としての自立」、そして、教育理念の「生命 (いのち) を生きる」の動物愛護の精神のもと、自分たちよりも小さな動物の生命に思いやりの心を持ち、動物たちと豊かに共生することができるよう礼節や思いやりの心を大切にするとともに、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れるために、入学試験における選抜方法やオープンキャンパス等での周知方法を工夫していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

「教務委員会規程」第3条(委員構成)に規定しているように、教務部長、副教務部長、専任教員、実習助手で教務委員会を構成し、併せて、事務局として教務・学生課職員に出席を求め、構成員の専任教員(及び実習助手)だけでなく、委員長判断に基づき、事務局からの意見等を求めるなど、教員と職員の協働を強く意識した委員会運営を行っている。

オリエンテーションや専攻説明会などにおいて、専任教員、実習助手と職員が連携して説明、対応に当たっている。教員と職員の協働による担任制度(本学における呼称はクラスアドバイザー、アシスタントアドバイザーより構成)をとり、毎年度はじめに定期的及び必要に応じて、学生への個人面談を実施することにより、個々の学生の修学状況や学生生活を把握して、学修支援(授業の出欠状況、単位履修の仕方、単位履修状況の把握)を実施している。また必要に応じ、保護者を加えた面談も実施している。

オフィスアワーを設定している。ただし教員は、オフィスアワーの時間にかかわらず、学生の相談、学修支援に当たるようにしている。そのため学生はいつでも比較的自由に教員に相談に行けるので、オフィスアワーに限定した利用は低い。オフィスアワーについては、学期の開始期のオリエンテーション及び掲示板で学生に周知している。

実習科目においては、教員による教育活動を支援するために、実習助手を多数(15人)配置し授業を支援している。

学修及び授業の支援のため、教授会の中に教員と職員を委員とする各種委員会を設置し、特に、教務委員会、学生委員会、学修総合委員会、また教務委員会の中に動物病院実習部会、動物看護師統一認定試験対策部会、入学前教育部会、リメディアル教育部会などを設置し、個々に具体的方策を検討している。具体例としては実習科目(必修)におけるアレルギー既往の学生に対する措置の決定や、「動物病院実習」(必修)において、実習病院を全教員が交代で訪問すること、また、実習後教育においても、全教員が学生指導に当たることを決定し、実施している。

英語教育、「英語ⅠA～F」「英語ⅡA～F」「英語ⅢA～F」及び「英語ⅣA～F」の授業の支援については、本学独自にMoodleを用いたeラーニングプログラムを本学教員により作成し、実施している。

また、学生の学修支援のために、数理計算(臨床実習において必要とする計算)の補習用eラーニングプログラム(本学教員により独自にMoodleを用いたeラーニングプログ

ラム)を作成し、実施している。「基礎化学」の補習用 e-ラーニングプログラム(本学教員により独自に Moodle を用いた e-ラーニングプログラム)も試作を終え、実用化した。具体的には、「基礎化学」においては、プレイスメントテストを行い学生の能力実態を把握し、リメディアル教育を必要とする対象学生を抽出して、基礎学力の向上を目指している。「基礎生物学」及び、「国語技法」は平成 28(2016)年度にプレイスメントテストを作成した。その後、平成 29(2017)年度の実施結果に基づいて、独自に Moodle を用いた e-ラーニングプログラムを検討してきた結果、英語、数理計算、「基礎化学」、「基礎生物学」、国語技法と e-ラーニングプログラムコンテンツが整備されてきたことから、平成 30(2018)年度より、この運用を図りつつ、内容の検討、修正、調整を行ってきた。今後は、これらプログラムから得られたデータを集積し、内容の再検討などを進めていく。

退学者、留年者の実態の把握には、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる担任制度を活用し、中途退学・休学及び留年者の抑止に努めている。学期の開始、終了前の一定の時期ばかりでなく、随時相談があればクラスアドバイザー、アシスタントアドバイザーが面談を実施し、現状の単位修得状況を理解させ、以降の指導を行っている。特に GPA(Grade Point Average)のスコアの低い学生に対しては日常的にアシスタントアドバイザーが中心となって学生に関わり、クラスアドバイザーとともに指導を強化している。さらに必要に応じて保護者を加えた面談を行い、大学と保護者の連携も築きながら学生支援を行なっている。

成績不振による退学者、留年者を防ぐ為に、修得単位数不足者への指導を、教務部長、副教務部長及び教務・学生課職員が協力しながら、該当者へ「履修に関する説明会」を各学期に行い、履修指導を実施している。成績不振、修学意欲の喪失による中途退学者、留年者への対策の 1 つとして、平成 28(2016)年度から 2 つの専攻(動物看護学専攻、動物人間関係学専攻)を開設し、学生の興味や要求を満たせる学問体系の確立を図っている。また、成績不振、修学意欲の喪失による学生が、専任教員以外の者(大学教員経験を有する臨床心理士である専門相談員)に気軽に相談できる学生相談室(ステップ)としてカウンセリング室の名称を改称した。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA(Teaching Assistant)や SA(Student Assistant)による補習などの効果的な授業支援は行われていないが、教員と実習助手を中心とし、頻繁に職員と情報交換を行いながら、きめ細かい学生対応を行うことで、学生の要望を吸収することに努めつつ、実習事前準備や実習指導、学生からの質問対応を通じて支援を行っている。

オフィスアワーは設定されているが、その時間内に限らず教員は時間の許す限り随時学生への対応を行っており、学生はいつでも比較的自由に教員へ相談ができるという点

から、学修支援はできている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

授業科目や実習科目等の学修効果を高める為に、英語教育や数理計算だけでなく、「基礎化学」、「基礎生物学」、「国語技法」の補習についても、今後 e-ラーニングを利用した学修支援体制を初年次に実施することにより、効果的な授業支援を充実させる。また、SA の導入については、次年度以降よりリメディアル教育への導入を検討することとしていたが、平成 30(2018)年度において、実際の実習補助ができないか検討を始めた。しかし、現状まだすべての実習の対応は無理との判断から、令和元(2019)年度より計画を始めた大学院設置構想と関連させ、TA の導入を考えていくこととした。

教員によるオフィスアワーについては、掲示板やオリエンテーションとともに、授業に際して学生に頻繁に通知するなど、周知を工夫し、さらなる学生による活用を促す。

学修及び授業の支援のため、教授会の中に教員と職員を委員とする各種委員会を設置しているが、委員会の数を整理し、より機能的な委員会活動を行うため、平成 29(2017)年度より各種委員会組織を変更することとした。この改善により、関連問題を直接の関係者で構成された部会において、より具体的に検討できる他、部会を統括する委員会としても部会からの意見を総合的に検討できることとなった。特に教務委員会の下部組織としてリメディアル部会、学修サポート部会などを設置し、より細かい点に関する議論ができる場を作り、学修支援の充実を図っている。令和元(2019)年度は、企業実習委員会を就職委員会内の部会とするなど、再整理を行い、活動しやすい統括を行った。今後も実情にあわせた見直しを行っていくこととする。

教員と職員間の連携は委員会の上だけではなく、日常的で密な連携を維持することが、学生指導の上ではとても重要となる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、全学を挙げて学生の社会的自立を可能とする進路選択の支援を行っているが、専門性の強い科目でカリキュラムが構成されているため、認定動物看護師資格取得の可否が進路に大きく影響する。そのため、資格取得に対応した組織を設置し、資格取得を目指す学生指導の支援を実施している。【表 2-3-1】

また、教員と職員で構成された就職委員会を組織し、進路決定における共通の就職に関

する課題についても、就職委員会と就職支援課において協議する体制を整えている。平成29(2017)年度より進路相談用紙方式を導入して、卒業論文担当教員が指導している学生の就職相談や活動状況の詳細について、就職支援課と情報共有して、学生の就職が円滑に進む体制を整えている。

令和元(2019)年度は、上記の体制を通して令和2(2020)年3月における学生の就職内定率は99.1%であり、前年と同様に高い内定率で推移している。内訳は動物関連産業が60.4%、一般企業が39.6%と卒業生の活躍する場が幅広く変化してきている。

【表 2-3-1】 認定動物看護師資格取得者数の推移

(単位：人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
志願者	127	181	202	177	154	139	112	88
取得者	89	97	126	126	114	90	85	79
合格率	70.1%	53.6%	62.3%	71.2%	74.0%	64.7%	75.9%	89.8%

令和元(2019)年度志願者数：88名（4年12名、3年76名）

合格発表日：令和2(2020)年3月13日（金）

上述の資格取得支援及び就職支援として、下記の各種の取組みを行っている。

1) 認定動物看護師資格取得支援

本学は資格取得について、下記のような支援対策を行った。

- ・資格取得対策講座、ガイダンス、クラス別指導、科目指導、模擬試験

令和元年度の実施状況を示す。

- ・資格取得対策講座（基礎対策授業）

1回目 10月7日（月）14:50～16:20 外科疾患、薬理学、病理学、
内科疾患、寄生虫

受験予定者を対象に、試験対策委員による苦手分野のアンケートを行った。また、学生が苦手分野の問題を抽出し、問題を解答、解説によって学ぶ時間を設けた。

さらに、対策授業として、以下の科目についてそれぞれの科目担当教員に補講を行なった。

- 1回目 1月20日（月）14:50～16:20 病理学 梅村教授
- 2回目 1月22日（水）9:10～10:40 放射線学 本田准教授
- 3回目 1月22日（水）16:30～18:00 野生動物・繁殖学 古川教授

4回目 1月29日(水) 10:50~12:20 外科(外科器具) 丸尾教授

5回目 1月29日(水) 13:10~14:40 検査・寄生虫・微生物学 宮井講師

ガイダンス：4月のガイダンス時に3年次生に対して、各クラスから数名ずつ認定試験の対策委員を選出し、対策講座及び模擬試験の準備を自主的に行うよう指導した。

クラス別指導：クラス別指導は行っていないが、模試の点数の低い者には、教員からの個別指導を行なった。

科目指導：認定試験科目に関連した教科の教員による講義内の設問・小テストの実施は例年通り行った。

・模擬試験

1回目 6月22日(土) 10:00~12:00 終了後解答発表、自己採点

2回目 9月28日(土) 10:00~12:00 終了後解答発表、自己採点

3回目 10月19日(土) 10:00~12:00 終了後解答発表、自己採点

4回目 11月9日(土) 10:00~12:00 終了後解答発表、自己採点

5回目 12月14日(土) 10:00~12:00 終了後解答発表、自己採点

6回目 2月21日(金) 10:00~12:00 終了後解答発表、自己採点

7回目 2月26日(水) 10:00~12:00 終了後解答発表、自己採点

教員が主体となって実施：1、4、6、7回目

教員指導のもと、試験対策委員が主体となって実施：2、3、5回目

※2回目、3回目、4回目の模擬試験の結果にて点数の低い学生には面接指導を行った。

・対策演習：1日30題をノルマとした自学自習スタイルで行った。

1回目 2月25日(火) 13:00~15:00

2回目 2月27日(木) 13:00 メール配信

3回目 2月28日(金) 13:00 メール配信

4回目 2月29日(土) 13:00 メール配信

※2~4回目は新型コロナウイルス感染防止のため、自宅での学習となった。そのため、定時に問題を学生に一斉配信。解答を終えた学生は教員へ解答を送信。その後、模範解答にて自己採点を行った。

2) 一般企業試験対策支援

就職総決起セミナー、就職セミナー・企業説明会、動物病院合同説明会、会社訪問・見学会、模擬面接・エントリーシート・履歴書の書き方指導、就職総決起直前セミナー、新卒応援ハローワーク出張相談会等開催。

3) キャリア教育

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づく具体的な科目として、「キャリアマネジメント入門」（2年次後期）、「キャリアマネジメント演習」（3年次前期）では、学生の職業観や勤労意識の自己啓発を促すべく、キャリアデザインの理解及び自分に適したキャリアを追求していくための原点（キャリア・アンカー）等を、また、「ペットビジネス起業論」（3年次後期）では、わが国の多様なペット関連市場の各種現状をデータや実例などから吸収し、ビジネスチャンスになりうる商品やサービス等の模索を行う授業を開講した。そして、「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」（1年次通年）、「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」（2年次通年）、「アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）」（3年次通年）及び「アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）」（4年次通年）では、動物看護師の仕事の特性や適正についての指導、特性にあった内容、社会性及び動物看護師として従事する者の心得等について指導している。

4) 実習・インターンシップ

実習については、資格取得の要件としてカリキュラムに組み込まれており、学修内容の実践と理解深化の機会であると同時に、実際の現場を体験することによる進路に対する自問の機会となっている。

「動物病院実習」（3年次通年）は、小動物臨床現場において、学内で学んだ動物看護の知識と実習で習得した技術をもとに、外部の動物病院での実務を通して様々なケースに対応できる実践的能力を身に付けることを目標としている。そして、夏季休業中に最低5日間または40時間以上の実践実習を行っている。ここでは、動物看護師として必要なコミュニケーション能力や技術を習得し、今後の学修に活かすことができるよう指導している。実習先動物病院（文部科学省に届け済み）には、予め今年度の実習受入れの可否を伺い、承諾していただいた病院に日程、人数及び条件を文書にて再確認して頂いた後、各学生に病院名及び住所を提示して希望する動物病院に配置した。動物病院実習を受講できる学生は、2年次に本学に併設のコンパニオン・アニマル・センターにて予備実習を1日（8:35～16:00）行い、レポートを提出した学生である。3年次の前期に事前授業として、オリエンテーション、礼儀作法（挨拶、電話のかけ方、手紙の書き方等）及び実習講義（基礎実習、内科実習、外科実習、検査実習）を週1回ずつ、各実習担当教員が中心となり90分

授業を1コマずつ9回行い、これらのすべての授業を受けた学生のみに実施させている。実習期間中または実習前後には、実習先32動物病院へ教員が巡回し、遠方の1病院には電話にて学生の様子や大学へのご要望等も伺い、より良い実習ができるように努めている。動物病院実習には各学生に誓約書、実習計画書及び実習記録用紙を持参させ、毎日の実習記録用紙への記入と実習先病院の実習担当者の確認（印鑑またはサイン）を頂くように指導している。実習先動物病院には実習終了後に評価表の郵送を依頼した。学生には、お礼状（コピーをレポートに貼り付けて科目担当教員に提出）を実習先に送付するよう指導し、さらに科目担当教員からの課題に対するレポートの作成・提出を課している。実習終了後には、1回目の事後授業として実習先病院別に14グループ（1～3病院ずつ）作り、その各グループにそれぞれ1人の教員（計14人）が指導に入り、学生が実習を振り返り、今後の対策について話し合いを行った。その際、実施したアンケートの集計を2回目の事後授業で学生及び全教員に提示し、次年度の実習への引き継ぎ材料とした。実習中のトラブル等の連絡については、原則として教務・学生課が窓口となり、教務・学生課の業務外時間（平日8時から9時及び17時から20時及び土、日終日）は科目担当教員が大学の携帯電話を当番制で持ち、対応している。令和元(2019)年度は43病院で57人の学生が実習を行い、単位取得者は57人であった。

インターンシップについては、学生が在学中に動物に関連する事業を展開する企業や団体等（動物病院を含む）において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことにより、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成及び実務的知識を修得することを目的としている。

具体的な取組みとしては、インターンシップの重要性に鑑み、3、4年次の前期・後期に選択科目として「インターンシップ」（選択、1単位）を開講している。前期に事前授業として90分の社会人基礎力に関する講義を7回、インターンシップ先の選定等に関するガイダンスを2回実施し、主に夏季休業中にインターンシップを実施する。その後、後期に事後授業として、体験の振り返りと共有のためのワークショップを2回実施し、今後の就職活動やキャリア形成に繋げている。「インターンシップ」の単位の修得希望者は、予め履修登録をして事前授業及びガイダンスの3分の2回以上の出席、実習計画、実習記録、お礼状のコピーを含むインターンシップレポートの提出及び事後授業の出席を必須としている。インターンシップ先の選定には、大学と企業・団体等の合意に基づき大学経由で応募する場合を中心とし、企業・団体等が公開する公募情報に学生個人が応募する場合や学生個人のインターンシップ希望の働きかけを企業・団体等が受入れる場合もある。インターンシップ先の企業・団体等からは、「インターンシップ修了証明書兼評価報告書」の提出を受け、実施の証明及び現場からの評価としている。インターンシップの実施期間中には、教務・学生課及び科目担当教員がトラブル等の連絡に対応できる体制を整えている。

令和元(2019)年度の科目「インターンシップ」の履修者は62人であり、履修放棄・休学等の5人を除く57人(延べ79人)が全18企業・団体等で16時間以上のインターンシップに取組み、課題等に著しい不備のあった2人を除く55人が単位を修得した。

5) 就職の活動支援体制

本学では、動物病院、動物関連企業等で構成される動物関連産業の著しい成長発展を考慮して、学生が早期に自分の特性を見出し、適切な就職活動を行い、希望の就職を実現できるように1年次から4年次までの就職支援プログラムを実施している。

ハードプログラムとしては、「就職委員会」「就職支援課」「クラスアドバイザー」「卒業論文担当教員」の4者の連携体制を導入して、学生の情報を共有するとともに多方面から就職支援を実践している。就職委員会は教職員で構成され、就職支援活動(指導)全般を統括し、また就職支援課は委員会の決定に基づき就職セミナー・企業説明会及び会社訪問・見学会を開催するとともに学生の相談窓口を担っている。併せて、就職支援課員と同様にクラスアドバイザー、アシスタントアドバイザー及び卒業論文担当教員は学生個人と面談の上、就職相談・指導にあたっている。

ソフトプログラムとしては、1年次は就職意識調査を行い、2年次では就職セミナー・企業説明会、業界研究、自己分析、職務適正テスト等を実施し、3年次では就職総決起セミナーにて就職手帳(2年間使用)の使い方及びエントリーシート・履歴書の書き方を実施し、就職活動状況調査及び就職セミナー・企業説明会を実施している。特に、就職支援課は、2・3年次生に対し就職セミナー・企業説明会を実施し、4年次生に対しては卒業論文担当教員の協力を得て学生の活動状況の共有に努め、模擬面接、エントリーシート・履歴書の書き方指導等、個人に合った進路指導を強化している。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

就職については、個々の価値観が多様化する学生に対応した様々な方向から改善を図る。就職委員会及び就職支援課は、多様な学生にマッチングする就職先の求人拡大に努める。また、相談業務に関しても担当者のスキルを向上させる。

動物病院合同説明会・学内企業説明会開催及び新規求人の開拓を図るとともに、教職員の連携による学生面談の回数を増やし、動物病院、企業等に関する求人情報の収集と共有に一層努め、学生の満足度向上に取り組む。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生支援については、主として学生委員会が心身の健康、安全、課外活動及び学生生活全般に関する学生の要望等を検討し、改善に向けて努力している。

1 健康・学生生活への支援

1) 学生相談室について

①学生相談室における相談日

平成 30(2018)年度には学生相談室において、公認心理師・臨床心理士（以下「カウンセラー」という。）が毎週月曜日（9：30～17：00）に対応した。令和元(2019)年度には、学生がより利用しやすいよう、毎週月曜日に加えて隔週金曜日にも開室を拡充した。合わせて、学生相談室の名称を「ステップ」とし、学生への親しみやすさ、利用しやすさを向上させた。なお、開室日以外でも、Eメールでの相談に対しカウンセラーによる対応が行われている。

②学生相談室の学生への周知

学生全体に対し、オリエンテーションにてその存在と意義を伝え、クラスアドバイザー面談や「学生相談室たより」を通じて利用法を周知した。カウンセリングは基本的に予約制で行っており、Eメールまたは直接来室をして申し込みをするが、予約のない時間帯は相談室のドアに相談可能である旨を掲示し、学生が直接来室して相談が出来るよう配慮した。平成 28(2016)年度より、2カ月に1度を目安に学生部長、副学生部長、教務・学生課、学生相談室及び医務室の合同ミーティングを行い、学生の悩みの傾向と対応策について情報共有及び解決に向けた協議を行っている。

③学生相談室の利用実績

学生相談室を利用した学生数や相談内容の傾向等は、カウンセラーから報告されているが、相談内容の詳細については、個人情報遵守を尊重している。共有の必要な特別な場合のみ、学生の承認を得た上で関係者で情報共有をしている。

2) 医務室について

平成 30(2018)年 9 月に、看護師が常駐する医務室を 2 号館 1 階（3 部屋、全 2 床）から

3号館1階(2部屋、全3床)に移動し、体調不良の学生の休養の場としている。同時に、医務室の看護師在室時間を従来の平日10:00~15:00までから、平日10:00~17:00までに拡張した。看護師の在室していない時間帯は、教務・学生課の職員が対応している。従来は、看護師の常駐時は2号館1階、不在時は3号館1階の医務室を用いていたが、医務室の機能を3号館に集中させたことにより、学生は同じ部屋での休養が可能となり、また、事務局との連携も深まった。また、体調が急変した場合は、学生部長と教務・学生課の連携により、契約病院等に緊急搬送して対応している。医務室を利用した学生数や内容の傾向等は看護師から報告され、必要な場合には、学生の承認を得た上で学生相談室やクラスアドバイザー等の関係者で情報共有をしている。

3) 学生休憩スペースの拡充

学生に食事と歓談の場を提供するため、2号館5階には学生食堂、1号館4階には学生ラウンジを設置している。これらの施設は、昼休みになると連日満席であり、授業のない空き時間にも利用者が多い。平成28(2016)年度から、全学生が1年次から4年次まで一貫して南大沢キャンパスで学ぶことになり、学生食堂を含む食事場所の混雑解消に関する要望が多かった。また、一人で食事をする学生用のスペースの確保に関する要望も多かった。これらを受け、一人で食事をする学生用の机と椅子を学生食堂に16人分増設した。また、平成29(2017)年度に2号館1階を学生休憩スペースとして利用できるよう食事と歓談の場を拡充した。なお、以上の全てのエリアにおいて自動販売機を設置している。令和元(2019)年度には2号館1階において、地域の社会福祉法人由木かたくりの会による週1回のパン販売を実現し、地域事業と連携した学生の要望実現及び福利厚生の上向を進めた。

4) オリエンテーション及び健康診断

新入生(1年次生)に対しては、入学式前の4月2日から4日までの3日間をかけて学内オリエンテーションと健康診断を実施した。さらに、4月13日に大学構内で新入生スポーツ大会(オリエンテーション)を実施し、学生同士や学生、教職員の連携を高め、また、大学生としての自覚を確認させた。

2年次生以上も4月3日もしくは4日の各1日、オリエンテーション及び健康診断を行った。2年次生、3年次生、4年次生には学年進行による同一のクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーが、それぞれ進級時に必要な伝達事項、履修上の注意事項等を中心としてオリエンテーションを実施した。オリエンテーションの実施要領は平成30(2018)年度と同様であった。

5) 避難訓練

令和元(2019)年4月2日のオリエンテーション時に1年次生を対象として八王子市が指定する一時避難所である南大沢小学校まで避難訓練を行い、同11月8日には在學生を対象として、授業時に火災が発生したことを想定した避難訓練を行った。

6) 交通安全指導

通学路(輪舞歩道橋付近)において、春季2日間(4月8日、9日)、秋季1日間(9月26日)、の交通安全指導を行った。春季・秋季ともに南大沢警察署及び学友会の協力を得て実施した。

7) 奨学金給付・貸与に関する支援

①日本学生支援機構奨学金

毎年説明会を開催する他、特に事情がある学生に関しては随時受付けている。令和元(2019)年度の日本学生支援機構奨学金の貸与者は第一種が59人、第二種が163人、併用貸与が35人(内10人は、貸与型奨学金と給付型奨学金の併用)の計257人であり、これらは在籍学生の36.1%に当たる。【表2-4-1】また、給付奨学金の受給者は、10人(全員、貸与型と給付型の併用)である。

②ヤマザキ学園 山崎良壽記念奨学金制度

将来、動物看護に関する分野の指導者または研究者を目指す学生の人材育成に資すること、並びに家計急変者及び大規模災害被災者の支援を目的として、大学独自の奨学金制度(返還不要)を設けている。【表2-4-2】

③ヤマザキ学園 特待生制度

新入生に対して、入学支援を目的とした、大学独自の奨学金制度(返還不要)を設けている。【表2-4-3】

【表 2-4-1】 日本学生支援機構奨学金貸与学生数及び貸与率

		令和元年度
貸与者数	第一種	59
	第二種	163
	併用	35
	計	257
貸与率 (貸与者数/在籍者数)		35.7%

※令和 2(2020)年 1 月 16 日現在

【表 2-4-2】 ヤマザキ学園 山崎良壽記念奨学金制度概略

No	対象年次	支給/免除額	人数	申込時期	資格・条件
1	2~4	年間 30 万円	若干名	在学中	入学後の学業成績優秀で将来の指導者を目指す学生
2	全学年	被災状況等に 応じて 30 万円 を上限とする	若干名	在学中	家計急変者及び大規模災害被災学生

【表 2-4-3】 ヤマザキ学園 特待生制度概略

No	対象年次	支給/免除額	人数	申込時期	資格・条件
1	1	入学時の学費 15 万円	資格・条件 を満たす者	入学 手続時	A0 入学試験 A 日程合格者において本学専願かつ評定平均値 4.0 以上ある者
2	1	入学時の学費 15 万円	資格・条件 を満たす者	入学 手続時	公募推薦入学試験（I 期、II 期）において評定平均値 4.0 以上ある者
3	1	入学時の学費 20 万円	10 人限度	入学 手続時	一般入学試験（I 期）、大学入試センター利用入学試験（I 期）において優秀な成績で合格し、本学へ入学する者

8) 学生寮に関する支援

一人暮らしをする学生のために、本学への通学の便と環境を考慮して、信頼できる提携学生寮を選んで提供している。寮長夫妻が常駐し、朝と夕 2 食付き、かつ大学の学生食堂

(昼食)の定食が無料となる形態の学生寮から、ドミトリー様式の女子寮・男子寮・男女寮までと提携し、安心して充実した学生生活を支援している。学生寮における食事をはじめとする生活状況については、管理業者から毎月の報告を受けている。令和元(2019)年度の入居者は54人であった。

2 学生の自治・課外活動への支援

1) 学友会

全学生で構成される学生自治組織である学友会は、5月の総会で新役員が立候補者の中から選出され、新入生の歓迎会や新入生スポーツ大会(オリエンテーション)での学友会及びサークルの活動紹介、絆祭(学園祭)(11月2日及び11月3日)、新年会(1月18日)を開催する等、学生活動やサークル活動の支援と、学友会としての体制作りや運営に取り組んでいる。大学は施設の使用等に関して便宜を図り、運営に助言している。

2) 学友会公認サークル数と所属学生数

活動実績と所属学生数において決定される公認サークルは14サークルと、対前年度比(平成30(2018)年度、15サークル)が93%であった。プレサークル(活動実績により公認サークルに昇格できるもの)は0サークルとなった。【表2-4-4】

【表2-4-4】令和元(2019)年度末におけるサークル数と所属学生数

サークル数(前年数)	延人数	サークル数対前年度比
公認サークル 14(15)	585	93%
プレサークル 0(1)	0	0%
合計 14(16)	585	88%

課外活動に関わる支援金については、学友会から助成金を支給されている公認サークルに対して大学後援会から追加交付がされ、活動がより充実するようになった。

3) 大学後援会による課外活動支援

保護者により構成される大学後援会は、学生の課外活動に関わる費用を支援している。この助成金は学友会公認サークルに限らず、幅広い学生活動を対象としており、大学は学生からの申請について仲介を行っている。

4) 学園祭

11月2日及び11月3日には学生の自主的な企画・運営によって絆祭(学園祭)が行わ

れ、教職員も協力・参加した。例年通り、本学主催（一般財団法人日本ヘルス協会共催）の公開講座「ヒトがイヌと歩くということ」（八王子市、八王子市教育委員会、八王子市学園都市推進会議、大学コンソーシアム八王子、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、社会福祉法人日本介助犬協会、公益社団法人東京都獣医師会、一般社団法人優良家庭犬普及協会、特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会、一般社団法人日本ウオーキング協会後援のもと、235人とイヌ11頭が参加）を開催した。また、来場者は、本学の特徴を生かした学生サークルによる託犬所（実行委員学生による来校者のイヌを希望される時間内の預かり）、ドッグカフェ（ドッグカフェサークルによる飲み物・クッキー（ヒトとイヌ用）等の提供）等を楽しんでいた。また、同窓会主催のホームcomingデー（学生食堂での懇親会）も催され、卒業生同士の交流も深まった。学外からの来場者数は平成30(2018)年度(1,419人)を上回る1,433人（本学学生及び公開講座のみの参加者を除いた2日間の延べ人数）で、来場者にも好評なイベントとなった。

5) 地域における活動・ボランティア活動

地域社会に貢献する活動の一つとして、八王子市、八王子市教育委員会、八王子市学園都市推進会議及び大学コンソーシアム八王子後援により、八王子市内の小学生を対象として、小学校の夏休み中の8月6日に「子ども体験塾」を実施した。本年度は、①看護実習体験（検査）、②動物介在体験（イヌの散歩体験）、③補助犬の仕事を知ろう、④イヌの行動観察の4ブースを設けて、教員の監督のもと、学生が主体となり実施した。

6) 学外研修・国内研修・海外研修

学外研修は令和元(2019)年度1年次生が多摩動物公園で「動物園での動物看護の仕事」の講義を受け、動物園の実情を見学し、2年次生は京王プラザホテル多摩において、テーブルマナーのセミナー受講を行い、フルコースの食事における立ち居振る舞いを専門家による解説付きで勉強する等、大学内の実習では学べない分野の学修を実施した。

国内研修は、希望者を対象として北海道の北里大学獣医学部附属フィールドサイエンスセンター・八雲牧場等において、9月9日～9月12日（3泊4日）の牧場実習を行った。研修では、小動物以外の産業動物の飼養を体験し、動物に関する広い知識を持った動物看護職を目指すことを目的とし、飼料作り、牧場の施設維持・電牧柵設置、牛の追い込み実習、保定器具への誘導と装着、頭絡（畜産用具）作り、北里八雲牛の食味官能試験等を学習した。

海外研修は、希望者を対象として8月28日～9月5日（7泊9日）のアメリカ研修が催行された。8月28日よりサンフランシスコに滞在し、UC Davis（カリフォルニア大学デイビス校）では動物看護に関する各種講義を聴講し、大型動物用を含む様々な施設を備える

動物病院を現地学生の案内により見学した。Guide dogs for the blind（盲導犬協会）では民間ボランティアが業務の大半を担っており、日本とは異なるボランティア文化に感銘を受けた。San Francisco SPCA（動物愛護協会）では一般動物の診療エリア、シェルター動物専用の病院エリア、感染症患畜の隔離部屋などを見学し、重度の疾患や余命の短い動物専門の里親募集プログラムなど多角的できめ細かな活動について説明を受けた。9月1日に空路でロサンゼルスに移動し、Nut Berry Farmで開催されたドッグショーを見学した際には、米国でショーダッグの訓練やグルーミングの仕事に従事する本学第一期生からも現地事情の解説を受けた。Cal Poly Pomona（カリフォルニア州立工科大学ポモナ校）では、アラビアンホースセンターを見学し、同大学の教員と学生との間で、積極的な質疑応答が行われた。本研修には海外渡航が初めての者も複数参加していたが、各所での英語講義に備えて行った日々の予習、積極的な質疑応答、日本では見られない様々な物事の見学や体験を通じて、見聞を広め自信を深められた様子であった。

（3）2-4の改善・向上方策（将来計画）

平成30(2018)年度より、医務室の配置を、2号館1階から事務局のある3号館1階へと移動することで、事務局との連携強化及び時間外に利用する学生の利便性を高めた。課題であった学生相談室の開室時間及び看護師の在室時間の延長も令和元(2019)年度より実現しているが、学生相談室は近年の相談件数の増加を受けさらなる拡充を目指す。

また、学生食堂の混雑緩和に対しての要望が多いため、食事と歓談のできる学生休憩スペースの更なる拡充を引き続き検討していく。防災体制についても引き続き整備していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎

キャンパスは、京王相模原線・南大沢駅から徒歩10分の距離にあり、多摩丘陵の緑豊かな環境に立地する。

校地・校舎の用途別面積は、【表2-5-1】及び【表2-5-2】の通りである。

【表 2-5-1】 建物の用途別面積（令和元(2019)年 5 月 1 日現在）

延面積（単位㎡，1㎡未満は四捨五入）							
校舎					体育施設	その他	計
講義室・演習室	実習室	研究室	図書館	管理関係・その他			
2,552	1,016	618	292	6,184	532	541	11,735

【表 2-5-2】 土地の用途別面積（令和元(2019)年 5 月 1 日現在）

面積（単位㎡，1㎡未満は四捨五入）			
校舎・体育施設敷地	屋外運動場敷地	その他	計
18,848	1,403	1,088	21,339

本学の校地・校舎は全て自己所有である。また、大学設置基準の主要数値と対比をすると、校地・校舎面積は設置基準面積を満たしている。

2) 校地・校舎の整備

1号館には、講義室6室、実習室5室、行動観察室、語学学習室、PC教室、研究室14室、図書館、体育館（セントフランシスホール）、学生控室（学生ラウンジ）、会議室、事務室等を配置している。1階に設置されている動物臨床看護動物医療機器実習室（ティーチングホスピタル）には、先端の医療機器を備えている。

2号館には、大講義室（セントヨハネホール）、中講義室、実習室6室、演習室2室、研究室17室、学生食堂（スカイダイニング）、学生控室4室、就職支援室、学生相談室、事務室等を配置している。平成30(2018)年8月まで使用していた2号館医務室については、看護師は3号館医務室に移動したものの、ベッド等は撤去せず有事の際に使用できるよう管理している。最上階に設置している学生食堂（スカイダイニング）は、学生同士のコミュニケーションの場を提供している。

3号館には、講義室8室、演習室5室、PC教室、学部長室、講師控室、会議室、医務室、事務室等を配置している。

その他、マルチフィールドにある木造の管理棟（グリーンガラスロッジ）は動物飼育管理実習で使用し、本学の特色である実習授業に十分な設備を学内に整備している。

また、学生の福利厚生施設として3号館横にフットサルコートを設置し、南大沢の南フランスプロバンスをイメージした街作りや自然に配慮して植栽を整え、学生の休憩スペースとしてウッドデッキを設けている。また、管理棟の近辺にヤマザキ学園大学後援会（現

ヤマザキ動物看護大学後援会) より寄贈された防災倉庫を設置し、災害時の安全確保として、学生及び教職員に対する備蓄品を格納している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館

開館時間は【表 2-5-3】の通りである。

【表 2-5-3】 図書館の開館時間

曜日	開館時間
月～金	9:00～19:00
土	9:00～17:00

蔵書は毎年予算を組んで増やしており、令和 2(2020)年 3 月末時点で合計 26,532 冊(和書 23,257 冊、洋書 3,275 冊)である。その中には、本学ならではの貴重書として、明治期から昭和初期にかけて出版された愛玩動物の飼育書、あるいは英米で 19 世紀頃に出版された動物絵本等も含まれており、動物看護学及び動物人間関係学を学ぶ上で有用な、特色のある書籍を収蔵している。また、それらの貴重書を図書館内で定期的に展示し、学生の興味を喚起している。図書館における特色ある資料保存として、図書館に社団法人秋田犬協会(平成 28(2016)年解散)より移管された秋田犬 8 ミリフィルムを昨年よりデジタル化資料として活用できるよう検討を始め、平成 30(2019)年 1 月 11 日から 120 日間、A-port クラウドファンディングにより、デジタルアーカイブ化を目的として資金援助を一般に公開依頼した。資金援助に一定の成果を得た。令和 2(2020)年 3 月までに 189 巻(全巻の約 6 割)を業者に委託しデジタル化した。

電子図書及びデータベースとしては、オープンアクセスである CiNii(Citation Information by NII)や NDL-OPAC(National Diet Library-Online Public Access Catalog)はもちろん、医中誌 Web, Academic Search Elite を含む、辞書や新聞記事等のオンラインデータベース(現在 4 件)及び学術電子ジャーナル(現在 16 件)も提供しており、それらは「ヤマザキ動物看護大学図書館利用案内」及び図書館オリエンテーションにて学生に周知している。学術電子ジャーナルの中には、ScienceDirect のようなパッケージ契約も含まれており、閲覧可能な文献が増加した。他の多くの大学機関と同様に、図書館の電子リポジトリ化のため、JAIRO Cloud 等の共用リポジトリサービスの導入を行った。第一段階として本学紀要のオープンアクセスを開始した。

図書館組織は、図書館長(兼務)、副図書館長(兼務)、専任職員 1 人、兼務職員 1 人、

パート職員 2 人から成り、さらに、図書委員会（委員長 1 人、副委員長 1 人及び委員 4 人）にて、図書、定期刊行物及びオンラインデータベース等の選定、並びに利用環境整備等に関わる事項等、図書館運営に関するあらゆる議題の審議を行っている。

現在図書館は、1 号館 3 階の開架式（ビデオ、貴重書等一部資料を除く）図書館と、1 号館 1 階の閉架式書庫に分かれている。閲覧席は【表 2-5-4】の通りである。

【表 2-5-4】 図書館の整備状況

閲覧席	視聴覚 ブース	利用者用 パソコン	蔵書検索用 端末
28	2	6	2

図書館内で、閲覧及び学習しやすいように、閲覧机上に個人用仕切りを導入し、利用者の利便性に沿って、図書館環境を整えた。図書館では、学生の読書量を増やす試みとして、読書感想カードの募集及び、学生からのその応募感想の公開、テーマ展示、図書館以外の場所（2 号館 1 階学生ラウンジなど）に、視聴覚資料 DVD のケースと同じサイズのダミー展示を行い、図書館利用促進に工夫をしている。図書館内にテーマ展示用のガラスケースを設置して所蔵の貴重書を順次展示し、展示物に関するリーフレットを作成・配付する等、学生の興味を引くよう工夫している。図書館情報の発信を学生に周知しやすいように、電子黒板（デジタルサイネージ）を 1 号館 1 階及び図書館内にそれぞれ設置した。大学図書館としての情報発信を推進するために、図書館ホームページを、従来の大学ホームページの下層位置から、独立した画面に移動し、改善した。

図書館の付属施設として、同じ校舎内にグループ学習室を設置し、複数名での学習やディスカッション等に利用できるようにしている。グループ学習室には、パソコン、プロジェクター及びスクリーン等が備え付けられているほか、図書館の蔵書を一時貸し出しとして利用でき、グループ学習がしやすい環境が整えられている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

1) トイレ

全館に車いす利用者用便房を設置しており、利用しやすい空間が確保されている。また、3 号館の車いす利用者用便房にはオストメイト対応の水洗器具が設置されている。その出入口の有効幅は 85 センチ以上で、開閉時の動作を考慮して手動式引き戸を採用している。トイレ設置場所は、見やすく分かりやすい標識で案内をしている。

2) 駐車場

障害のある方の優先駐車スペースについては、校舎までの経路が出来る限り短くなる位置に設置しており、段差がなく円滑に利用できるように配慮された構造になっている。また、車の中からでも認識しやすい標識で案内をしている。

3) 敷地内通路

1号館と2号館を結ぶ通路は平坦な構造になっており、階段や坂道のない建物配置になっている。通路から校舎入口の若干の段差は、段差解消板を設置し対応している。

2号館と3号館を結ぶ通路には、アーケードのある緩やかなスロープを設け、車いす使用者の障害になりやすい段差を解消している。また、安全で使いやすいように手すりを設置している。

4) 教室・実習室

全館でエレベーターを設置しており、エレベーターから教室・実習室への動線は平坦で、出入口には段差を設けずに車いす使用者が通過可能な幅を確保している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業時間割編成において、授業内容及び方法等を効果的に運用するため、前年度の履修人数を考慮して、適切な教室等の割り当てを行っている。

本学の大きな特色である教育効果に配慮したクラス編成で授業を実施するために、必要な施設を整備し、管理をしている。

1号館には、実習室、講義室、演習室等、基本的な施設・設備及び備品が整備されている。収容人数81人の講義室を6室設置しているが、そのうち4室に設置してある間仕切りを操作することで、収容人数162人の講義室2室に変更することが可能である。

2号館には、大講義室（収容人数300人）、中講義室（収容人数180人）を備えている。その他、就職活動や社会活動の支援をする就職支援室、検索コーナー及び面接室を設置して学生対応を行っている。また、学生相談室を設置してカウンセラーを配置し、3号館には看護師を配置して、学生の心身の健康面をサポートしている。

3号館の教育環境は【表 2-5-5】の通りである。

【表 2-5-5】3号館における教育環境の概要

階数	教室名	収容人数	教室数
4	演習室	4	4
	演習室	12	1
	PC 教室	40	1
	講義室	90	1
3	講義室	60	2
	講義室	90	2
2	講義室	54	2
	講義室	180	1

卒業論文指導に適した少人数で使用できる演習室を設置している。なお、校舎間をアーケードで結ぶことで学生及び教職員の移動に対して利便性を高めている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備等の不具合が生じる場合は、法人本部管理部との連携により、学生の教育環境に影響がないよう適宜対応する。

また、より良い教育研究活動を推進するために、更なる環境整備を行う予定である。

図書館施設整備については、教育環境改善の一環として、学生が自習しやすいよう閲覧室テーブルの個人用仕切りを設置している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学年の各クラスに配置されているクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーは、主に前期開始時に担当学生への個別面接を行い、その中で、学修支援に関する学生の意見・要望の把握を行った。情報や要望の分析等は、学生委員会及び教務・学生課を中心に行い、問題解決に努めた。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1) 学生面談

クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる担当学生への個別面接の中で、生活状況、健康状態（特にアレルギー、持病等）、友人関係及び将来の進路等日常の様子についてヒアリングし、学生の抱える諸問題の早期発見と対応指導を行った。前期開始時のみだけでなく、学生の個別の相談にも随時応じた。問題の重要性によっては学生との面談に留まらず、学年主任、学生部長、副学生部長、教務・学生課、学生相談室及び医務室で連携し、更に保護者との面談にも対応し、問題解決に努めた。

2) クラスアドバイザー、科目担当教員等の連携による学生の支援

クラスアドバイザー、アシスタントアドバイザーによる学生面談で得られた諸情報や要望のうち、必要な事項については、学生が望む周知範囲に応じた関係教職員で共有・連携し、学生への支援体制を強化した。科目担当教員が実習等の指導の中で把握した諸情報や要望についても、同様の基準によりクラスアドバイザーと共有し、連携して対応に当たった。全学的な共有の望ましい事項については、学生委員会を通じて専任教員連絡会において報告した。また、学生から合理的配慮の要望のあった事項に関しては、学生が望む周知範囲に応じた教職員に伝達の上で配慮を要請した。これらは個人情報に最大限配慮の上で行われた。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる個別面接の中で、食事場所や更衣室の利用等、キャンパス内の学生生活全般に関わる要望の把握に努めた。前期開始時のみだけでなく、学生の個別の相談にも随時応じた。

学生からの要望は、学友会が実施するアンケートによっても抽出され、学生委員会、教授会での承認を受け、学生に還元している。平成 28(2016)年度からは 1 年次生から 4 年次生まで一貫して南大沢キャンパスで学ぶことになった結果、学生食堂を含む食事をする場所の混雑解消に関する要望の他、1 人での食事に対応する要望等の対応も課題となった。その他、実習前後のロッカー室の混雑について対策を求める要望が多かったが、クラス別であったロッカーの配置を各校舎に分散させることで、同時間帯によるロッカーの集中利用がなくなり混雑が緩和された。そして、平成 29(2017)年度には学生要望の多かったシャワー室、無料 Wi-fi 施設の拡充（2 号館 1 階学生ラウンジ及びドッグカフェ）、講義室に新しい椅子等が導入され、利用できるようになった。2 号館 1 階学生ラウンジにはパンや炊き込みご飯等を購入できる食品自動販売機が設置され、食堂の混雑緩和の一助となっている。また、課外学修活動の充実のために国立科学博物館の大学パートナーシップに加入し、

全学生が無料で常設展を見学できる他、様々な学生向け学習プログラムを受けられることとなった。平成30(2018)年度には1号館4階、2号館1階、2号館5階にスマートフォン等充電器の設置に加え、学生要望が多かったハンドドライヤーが2号館5階の男女トイレに導入され、利用できるようになった。2号館1階ドッグカフェには学生要望に応える形で新たにアイスクリームや飲料等を購入できる自動販売機も設置され、食堂の混雑緩和の一助となった。令和元(2019)年度には2号館1階において、地域の社会福祉法人由木かたくりの会による週1回のパン販売を実現し、地域事業と連携した学生の要望実現及び福利厚生向上を進めた。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

全学生に向けた学修支援や、学修環境に対し合理的配慮を希望する学生への対応等を含め、クラスアドバイザー、学生相談室、看護師及び教科担当教員との連携を進めており、更に強化していく。また、落ち着いて講義外学習や課題に取り組めるスペースの拡充など、学生満足度の向上に向けて更に検討していく。

【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを募集要項、大学案内書及びホームページ上などに掲載し、また、オープンキャンパスをはじめとする各種の説明会、学校訪問及び受験雑誌においても周知を図っている。今後、一層の充実に向けて学生の受入れを見直し、定員の確保に努めていく。大学は建学の精神に基づく大学の使命・目的、教育理念を踏まえて教育の目的を、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの方針に基づきこれを組織的・総合的に教学運営に反映し、充実発展に取り組んでいる。

カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程の編成による「履修ガイド&シラバス」を作成し、キャップ制により、準じた単位数の上限を設定して単位修得における取組みを実施する等して充実を図っている。

また、ディプロマ・ポリシーについては単位認定・卒業認定等の基準を規定等に明確化し「履修ガイド&シラバス」等で学生に明示している。学業優秀者に対しては山崎良壽記念奨学金を授与し、成績評価についても厳正に取り組んでいる。

学生サービスについては、教学部門の様々な組織が連携して学生の要望の把握、分析及び検討を進め、全学生の健康面、安全面及び学修面等の学生生活支援を行っている。また、サークル活動や学園祭、様々な学外研修等の学内外での活動支援を通じ、学生生活の充実及び向上に努めている。

キャリア支援については、教職員が一体となって担当している。学修支援に積極的に取り組んでいるだけでなく、動物看護師の資格取得をはじめとする支援の充実を図り、全学を

挙げて学生の支援に取組み、キャリア支援の促進に努めている。

校地・校舎、設備及び実習施設等については、大学設置基準及び法令に適合し、教育研究環境についても整備されている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は日本で唯一の動物看護学部として平成 22(2010)年度にスタートした。当初、卒業後の進路などを考える上で、3 年次生から柔軟に選択できるゆるやかな 3 つのコース（動物看護コース、動物応用コース、動物介在福祉コース）を設けた。動物看護学部動物看護学科の教育課程は、建学の精神と教育理念に基づいた人材を育成できるように構成した。これを明確化するため、大学設置基準における教育課程の編成方針を踏まえ、ディプロマ・ポリシー（卒業認定および学士の学位授与に関する方針）を定めた。

ディプロマ・ポリシーは、動物看護の高度化と専門化に対応した、専門知識及び技術を有する教育研究者の育成並びに動物愛護の精神を基盤とした豊かな人間性と幅広い視野を備えるより良質な動物看護師が社会から求められていることを踏まえ、人材育成としての質が保証されるように編成された教育課程にて卒業要件単位（124 単位以上）を修得した場合に、卒業を認定し学士（動物看護学）の学位を授与する、と定めた。

その後、社会のニーズが多様化し変化してきた中で、これらの多様な変化に対応するため平成 28(2016)年度からは、ゆるやかな 3 コース制を見直し、将来学科として独立させることを前提とし、前述の動物看護コースを「動物看護学専攻」、動物応用コースと動物介在福祉コースを一つにまとめ「動物人間関係学専攻」の 2 専攻に改正した。両専攻の教養教育科目や専門基礎科目は共通としながらも、それぞれの人材養成目的の違いを明確にすることとした。即ち動物看護学専攻は、動物看護師としての高度な知識と技術を修得し、獣医師の信頼できるパートナーになり、動物看護師としてリーダーシップの取れるスペシャリストになることを目的としている。動物人間関係学専攻は、動物介在活動や教育、動物愛護や福祉、コンパニオン・アニマルやコンパニオン・バードの特性、それらの飼育・行動管理、育種、繁殖技術のみならず実験動物や産業動物の飼育管理技術さらに野生動物の保全等について学び、これらの分野のジェネラリストとして社会における様々な問題の解決に貢献できる人物になることを目的としている。これを明確にするために、ディプロマ・

ポリシーの内容を見直した。

すなわち、ディプロマ・ポリシーは、修業年限以上在籍し、所定の単位数を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士（動物看護学）の学位を授与する。本学の動物看護学教育では、動物看護学及び動物人間関係学の2専攻を設置し、それぞれの特徴を活かした学修により、基本的理論・技術を修得し、教育目標である生命を尊重する倫理観及び幅広い視野と課題解決能力を身に付け、人と動物の架け橋として社会に貢献する学生に対し、学士（動物看護学）を授与する、と定めた。

この内容については、学生に配布する「履修ガイド&シラバス」に掲載し、ガイダンスなどで周知している。また、大学ホームページ上にも掲載し、広く社会にも周知しているところである。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

授業科目数及び単位数に応じて、専門分野における教育研究上、または実務上に優れた知識、能力及び実績を有する教授、准教授、講師、助教、助手を適切に配置している。

教育課程編成方針は、その実施方針、内容を「履修ガイド&シラバス」に明示している。全授業科目についてシラバスを作成し、到達目標、講義概要、各回における授業内容、履修上の注意、評価方法（評価基準を含む）、教科書、参考書及び教材等を記載している。さらに文部科学省からの指導に基づき、令和元(2019)年度より、事前・事後学修の指示も記載している。

本学は進級基準を特に設けておらず、各学年における単位修得方針を示しており、それに準じた形で履修を進めることにより大学修了認定基準に達するよう単位設定されている。年度初めの履修ガイダンスでは履修モデルケースなどを示し、繰り返し学生に履修の進め方について指導を行ない、また個別対応が必要な学生にも、教務・学生課の職員が個別指導を行っている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 単位認定

単位認定、成績評価を行うにあたっては、平成27(2015)年度学則第22条(卒業単位数)、第23条(単位の計算方法)、第24条(単位の授与)、第25条(成績の評価)、第26条(他大学等における授業科目の履修等)、第27条(大学以外の教育施設等における学修)、第28条(入学前の既修得単位の認定)、更にシラバスに記載された科目ごとの「評価方法(評価基準を含む)」に沿って担当教員が成績を評価し、教務委員会の審議を経て、全専任教員を構成員とする単位認定会議を開催し、単位認定結果について、最終的に教授会の承認を経て認定する。

また、卒業要件に必要な科目「卒業論文」は、担当教員に加え、学生の所属専攻内の教員

(卒論指導に直接当たらなかった教員)の意見を参考にし、単独評価ではなく、客観的評価を加えている。

単位認定は厳正に運用されている。成績評価は、各科目担当教員が学生の能力を厳正に、綿密かつ総合的に評価することで、公平性を厳密に保持している。成績評価方法はシラバスに明記し、変更があれば、各学期始めに、教場にて学生に周知している。成績評価結果は、教務委員会の審議を経て、全専任教員を構成員とし、各学期に開催される単位認定会議においても、成績評価結果を確認している。

2) GPA(Grade Point Average)の活用

本学では、個々の学生の学修効果を高める為に、履修指導にGPAを活用している。

また、学修意欲向上を促す為に、将来動物看護に関わる分野の指導者を目指す優秀な学生などに給付する大学独自の奨学金の選抜にはGPAを活用している。

GPA別(GPAがひとつの学期において2.0未満が3期連続、2期連続)に、それぞれ学部長、学科長、学年主任及びクラスアドバイザーによる指導を行い、学生の修業、成績、履修指導をしてきたが、学生の現状に鑑み検討した結果、平成28(2016)年度よりGPAによる指導を2.0未満から1.0未満に下げた。さらに平成29(2017)年度には、学科長、学部長が面接を行っていたが、学生指導の実態にそぐわないとの意見が出たため、教務委員会で検討の結果、平成30(2018)年度より基本的にクラスアドバイザーとアシスタントアドバイザーの連携による学生指導を中心に据え、GPAが学期を連続して1.0未満の場合、クラスアドバイザーとアシスタントアドバイザーに加え、保護者を交えた学生指導を行なっていくこととした。令和元(2019)年度現在、この指導法を実施している。

3) 進級判定

単位履修制度を採用しているために、1年次から2年次、2年次から3年次、3年次から4年次になるための進級判定要件は定めていない。ただし、平成28(2016)年度以降の入学生については、1年次の成績が2年次からの専攻選択基準単位数に達していない学生については学年は進行するが、専攻に所属することはできず、未修得科目の履修を優先させることとした。

大学設置計画通り段階的履修科目を定め、体系的履修ができるようにしている。平成28(2016)年度より、段階的履修科目を一部見直し、1年次においては、講義科目「動物看護学概論」「動物臨床看護学(基礎)」、実習科目「動物臨床看護学(基礎)実習」、2年次においては、講義科目「動物臨床看護学(内科)」実習科目「動物臨床看護学(内科)実習」、3年次においては、講義科目「動物臨床看護学(外科)」実習科目「動物臨床看護学(外科)実習」「動物臨床検査学実習」「動物病院実習」を経て、4年

次において、選択科目である「動物臨床看護学（総合）」及び「動物臨床看護学（総合）実習」に設定を変更した。段階的に履修する制度を設け、厳格に単位履修に反映させている。学年ごとの配当科目、特に段階的履修科目及び必修科目の修得には、教科担当教員、クラスアドバイザーによる支援体制を整えている。

4) 授業と単位

各科目の単位数は、学則別表 1 にて規定され、「履修ガイド&シラバス」に記載されている。具体的には、「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」に大別され、科目群、科目名称、配当年次、必修・選択の別、単位数が記載されている。平成 28(2016)年度入学生、新課程学生の卒業要件は、平成 28(2016)年度入学者対象カリキュラム表に記載されている。

履修上の注意点は、年度始めのオリエンテーション、学期始めのオリエンテーションにおいて説明し、学生への周知徹底を図っている。また、職員と連携し、クラスアドバイザーの指導の下、学生個人個人に対してもきめ細かい履修指導が実施できるよう対応している。

5) 学年と学期

学則第 10 条から第 13 条に基づき、学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。学年を 2 期に分け、平成 28(2016)年度は前期は 4 月 1 日から 9 月 22 日まで、後期は 9 月 23 日から翌年 3 月 31 日まで、平成 29 (2017)年度は前期は 4 月 1 日から 9 月 21 日まで、後期は 9 月 22 日から翌年 3 月 31 日までと定めていたが、各年度の暦の上から、授業回数確保を図る為に、教務委員会で審議し、教授会に諮り、学則第 12 条、第 2、3 項に従って実施している。これに基づき、平成 30 (2018)年度は前期は 4 月 1 日から 9 月 24 日まで、後期は 9 月 25 日から翌年 3 月 31 日までとし、令和元(2019)年度は前期は 4 月 1 日から 9 月 23 日まで、後期は 9 月 24 日から翌年 3 月 31 日までとした。

6) 卒業要件と単位数及び卒業認定の基準等

卒業要件として必要な単位数については、学則第 37 条に規定している。「履修ガイド&シラバス」に記載し、その詳細については、年度はじめのオリエンテーションにおいて教務部長が説明し、学期の開始にも説明会を実施し、学生への周知を図っている。また、職員と連携し、クラスアドバイザーが履修相談に応じている。

卒業認定の基準については、学則第 14 条及び第 37 条に規定している。詳細の実施内容は、オリエンテーションや説明会でその都度学生へ周知している。

修業年限については、学則第 14 条に規定している。

学位授与については、学則第 37 条に規定している卒業要件を満たし、認定された者に、

学則第 38 条に基づき、教授会で審議し学長が学位を授与している。

卒業認定については、教務委員会及び教授会での審議を経て決定した基準内容により、単位認定、GPA 活用、基準が明確に学則に規定されており、厳正に適用されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置完成年度（平成 25(2013)年度）には、「ヤマザキ学園大学設置認可に係る再補正申請書 平成 21(2009)年 9 月 25 日」で計画した通り、教育課程の編成方針に即した授業科目及び教員を配置し、授業を開講してきたが、完成年度終了 1 年目に当たる平成 26(2014)年度には教養教育科目の 1 科目「動物とジャーナリズム」及び専門教育科目の 4 科目「動物歯科学」「動物歯科学実習」「ジェロントロジーとドッグウォーキング」「アドバンストイングリッシュ」を増設し、改善・向上させた。実践的な教育目標に沿って、学生による授業評価アンケート（以下「授業評価アンケート」という。）や授業科目の成績分布状況などを活用して、単位修得率の向上と学生の成績向上に役立てており、今後も継続的に教育改善を行っていく。全体的に教育効果が向上するように、さらに、学生の学修成果、興味の変遷など流動的な変化を捉え、変化に即した教育課程の一部変更を検討することとし、具体的には平成 28(2016)年度から段階的教科科目の一部変更、教科科目設定の見直しを行った。

学則や、教務委員会、教授会での審議を経て決定した基準内容に即して、単位認定を今後も実施する。さらに GPA を履修指導に活用しているが、その基準数値の見直しを学生の実態に即し検討し改善する。これを受け、今まで GPA がふるわなかった学生に対し、学科長、学部長が面接を行っていたが、学生指導の実態にそぐわないため、平成 30(2018)年度より基本的にクラスアドバイザーとアシスタントアドバイザーの連携による学生指導を中心に据え、GPA が学期を連続して 1.0 未満の場合、クラスアドバイザーとアシスタントアドバイザーに加え、保護者を交えた学生指導を行うこととし、実施を開始した。

平成 28(2016)年度からは新学科設置を視野に入れた動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻を配し、平成 29(2017)年 3 月には初めて両専攻への学生配属が行なわれ、教育体制のさらなる充実が図られている。加えて平成 30(2018)年度からは、新学科設置準備を進めるべく、各専攻内での教育科目の見直しや新規科目設置の検討を始めた。

新学科設置の検討に際しては、動物看護以外の教育研究分野に興味を持つ、動物好きの学生をできる限り受け入れることを念頭に、大学としての教育の質の保証を保つべく、各専攻内で学科構想の検討を重ねた。平成 30(2018)年度には、各専攻内で新学科設置に向けたカリキュラム整備について審議を重ね、令和元(2019)年度、新学科設置申請の届出を行い、動物看護学科、動物人間関係学科の 2 学科体制を指導するための諸々の整備を行っていくこととした。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

当初、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定および学士の学位授与に関する方針）を実現するため、教養教育及び専門教育を行なうとした。教養教育では、人と動物の共生を迫るために必要な豊かな人間性と幅広い視野を養うための科目を配置し、「人文と社会」「自然と環境」「言語・情報・スポーツ」の三つの区分を設けている。専門教育では、動物看護師として必要な動物臨床看護、健康管理、介護、動物応用並びに動物介在福祉に関わる理論と技術を修得させるための科目を配置し、「専門基礎科目」と「専門応用科目」に区分し、段階的に編成した。さらに科目内容に応じて、「動物看護科目群」「動物応用科目群」「動物介在福祉科目群」及び「共通科目群」と系統的な区分を設けている。また人文科学・社会科学系科目も開講し、動物看護学の学際的分野からも、人と動物との関係をより深く理解できるようにした。これらのカリキュラムを履修することにより、社会人としての基礎力の育成に努めると共に、4年次「卒業論文」では自らが設定したテーマに基づく課題探求能力や課題解決能力を育成する、と定めた。

その後、平成 28(2016)年度からゆるやかな 3 コース制を見直し、将来学科として独立させることを前提とし、動物看護コースを「動物看護学専攻」、動物応用コースと動物介在福祉コースを一つにまとめ「動物人間関係学専攻」の 2 専攻に改組した時に、それに見合うようにカリキュラム・ポリシーを改正した。

すなわち、カリキュラム・ポリシーは、「動物看護学専攻」及び「動物人間関係学専攻」の 2 専攻において、動物愛護の精神に則り人と動物の共生の思想と倫理観を身に付けることが不可欠であり、以下のような教養教育及び専門教育課程を編成し実施している。

教養教育科目では、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を養う。

専門教育科目は、専門基礎科目と専門科目と総合科目から編成される。専門基礎科目では、教育の質を保証するために、すべての科目を必修としている。専門科目は、学生の興味や進路に配慮して、動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻においてそれぞれの特色を活かした科目で編成される。なお、実習科目は、講義科目に対応させ、1年次から4年次まで段階的に受講するよう編成している。総合科目は、コミュニケーション能力及び時代に即したトピックを学修するための科目として、「アッセンブリーアワーI（動物と看護）」

「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」「アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）」「アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）」を配している。

以上の課程の修得により、課題解決能力等の涵養及び社会人としての基礎力の構築に努め、4年次の「卒業論文」では、全学生がいずれかの研究室に所属し、研究室別に教員の指導のもと、個々のテーマに基づく研究成果をまとめるとともに、少人数体制での人間形成を行う、と定めた。

この内容については、学生に配布する「履修ガイド&シラバス」や大学ホームページ上に掲載し、学内のみならず広く社会にも周知しているところである。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

平成28(2016)年度から動物看護学専攻と動物人間関係学専攻の2専攻制へ移行し、それに伴ってディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの見直しを図ったが、その一貫性は十分に確保されている。すなわち、カリキュラム・ポリシーの中に2専攻の特性に沿った内容が明記され、それぞれの特色が活かされたカリキュラム構成となっていることが明記されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程編成方針は、その実施方針、内容を「履修ガイド&シラバス」に明示している。全授業科目についてシラバスを作成し、到達目標、講義概要、各回における授業内容、履修上の注意、評価方法（評価基準を含む）、教科書、参考書及び教材等を記載している。

全学年次にわたり、職業人としての自立につながる教育課程を編成している。平成26(2014)年度は動物医療の専門化に応じて、動物看護教育の充実や伴侶動物の高齢化に対応するために、専門科目「動物歯科学」及び「動物歯科学実習」を、さらに人の健康と伴侶動物との関係を教授するため、「ジェロントロジーとドッグウォーキング」を、国際的な場での活躍を考慮し、「アドバンストイングリッシュ」を増設した。

平成24(2012)年度から、全国動物保健看護系大学協会コアカリキュラム（本学は加盟団体である）を教員に開示し、引き続き、動物看護学部における動物看護教育の充実及び動物看護師統一認定試験（関連大学により外部認定機構を設置）の合格率向上に取り組んでいる。なお、平成28(2016)年度入学生から2年次より2専攻への配属が始まったが、動物看護学専攻所属の学生は動物看護師統一認定試験受験資格取得に向けた科目が受講できるよう科目配置されているが、動物人間関係学専攻に所属しても、動物看護師統一認定試験受験資格が得られるように科目選択できるよう、科目配置している。

大学設置に係る設置計画履行状況報告書で計画、履行した通り、教育課程の編成方針に即した授業科目を配置し、これに沿って教員を配置している。FD(Faculty Development)委員会による授業評価アンケートなどを実施し、教授方法の工夫・開発に組織的に取り組んでいる。改善点は必ず次年度の初回授業で学生にアナウンスするよう全教員を指導して

いる。教育効果の高い授業方法の工夫、開発などに関しては、FD委員会を中心に恒常的に検討しており、平成30(2018)年度には授業評価アンケート結果を基に、優れた授業を実施した教員の表彰(Best teacher賞)と、全教員に対する授業改善意識の向上を促している。

3-2-④ 教養教育の実施

語学教育「英語ⅠA～F」、「英語ⅡA～F」、「英語ⅢA～F」及び「英語ⅣA～F」については、入学時に英語の基礎学力テストを実施し、その結果を基に習熟度別に科目編成がなされた科目を履修し、習熟度に応じた少人数教育を行っている。さらに「情報リテラシ(基礎)」及び「情報リテラシ(応用)」においても、学修能力に応じたきめ細かい教育を行うために小人数クラス編成としている。

授業方法に適した学生数を設定するために、英語と情報リテラシについては20人から25人程度の学生数に編成し、演習及び実習は45人もしくは90人程度の学生数に編成している。講義科目に関しては、90人程度の学生数に編成している。

総合的な専門応用群の範疇ではあるが、教養教育にも通ずる様々な内容を履修するように、アッセンブリーアワーの授業科目を配置している。アッセンブリーアワーの授業内容(外部講師と演目を含む)は、教務委員会において報告がなされ、情報共有を図りつつ、委員会で出された意見は科目担当教員へフィードバックを行い、自校教育を含め、時代に即した動物看護学に対する教養の充実した内容になるよう努めている。さらに、令和元(2019)年度は、新学科設置に向けた体制作りが行われており、これにあわせた検討も進めている。

大学教育における教養教育の重要性に鑑み、教養教育担当者による組織化を行い、本学における教養教育の在り方に関して検討を行っている。

初年度教育として、4月に入学時オリエンテーション及びフレッシュマンキャンプを行っていたが、平成30(2018)年度からはフレッシュマンキャンプに変わりフレッシュマンレクリエーションを実施している。単位履修に関わる学修活動の基礎や図書館の活用法は、ここで実施している。後者では、学生間で一日でも早く友人関係を築けることを重視して、スポーツ競技やレクリエーションを行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

「動物病院実習」においては、学修効果を高める為に、実習の事前・事後教育を実施している。また、全教員が実習先を訪問し、学生の指導に当たると共に病院側獣医師・動物看護師との連絡及び打合せ等を行い、より効果の高い動物病院実習教育が実施できるよう工夫している。また、「インターンシップ」においても病院実習と同様、その実習の充実を図るため、学内での事前・事後授業を実施することとした。

1学期ごとの履修登録単位数については上限 22 単位とし、学生が余裕を持って科目履修できるように配慮している。しかし、平成 28(2016)年度機関別認証評価における調査報告の結果（成績・授業について、就学意欲の高い学生の要望に対応するために、上限設定数を限度内で引き上げることが望まれる）に基づき、キャップ制の運用を検討し、平成 29(2017)年度より以下のように改正実施することを決めた。

- ① 1学期の履修上限単位数は現行の 22 単位から変更しない。
- ② 平成 27(2015)年度以前入学生対象カリキュラムにおいては、「アドバンストイングリッシュ」及び「卒業論文」を除く、下記の専門教育科目・専門応用科目・共通科目群を履修登録上限単位数に含めない科目とする。
 - ア)「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」
 - イ)「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」
 - ウ)「アッセンブリーアワーⅢ（動物と社会）」
 - エ)「インターンシップ」
- ③ 平成 28(2016)年度以降入学生対象カリキュラムにおいては、下記の専門教育科目・専門応用科目・共通科目群を履修登録上限単位数に含めない科目とする。
 - ア)「インターンシップ」
 - イ)「研修・ボランティア活動」
 - ウ)「動物実習短期留学」
 - エ)「アッセンブリーアワーⅠ（動物と看護）」
 - オ)「アッセンブリーアワーⅡ（動物と環境）」
 - カ)「アッセンブリーアワーⅢ（動物と職業）」
 - キ)「アッセンブリーアワーⅣ（動物と社会）」

大学コンソーシアム八王子単位互換制度加盟校として単位互換協定を結び、履修できる制度を設けている。これらの単位互換協定に参加することにより、相互の交流を通じて、教育課程の充実を図り、学生の幅広い視野の育成と学修向上心をもつように編成している。また、ヤマザキ動物看護大学学則第 26 条、第 27 条により、他大学等における授業科目の履修単位は、編入学などの場合を除き、本学において修得したものとみなす単位と合わせて、60 単位を超えない範囲で認め、適切に履修できるように配慮している。

各学期に、全ての授業科目を対象に、授業改善を目的とした学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を全教員へフィードバックし、恒常的に授業改善に努めるよう取り組んでいる。また、これとは別に、学長に対しても授業改善に関わる報告書を提出している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置完成年度（平成 25(2013)年度）には、「ヤマザキ学園大学設置認可に係る再補

正申請書「平成 21 年 9 月 25 日」で計画した通り、教育課程の編成方針に即した授業科目を配置し、これに沿って教員を配置、授業を開講してきたが、完成年度終了 1 年目たる平成 26(2014)年度には教養教育科目の 1 科目「動物とジャーナリズム」及び専門教育科目の 4 科目「動物歯科学」「動物歯科学実習」「ジェロントロジーとドッグウォーキング」「アドバンストイングリッシュ」を増設し、改善・向上させた。実践的な教育目標に沿って、授業評価アンケートや授業科目の成績分布状況などを活用して、単位修得率の向上と学生の成績向上に役立てており、今後も継続的に教育改善を行っていく。全体的に教育効果が向上するように、さらに、学生の学修成果、興味の変遷など流動的な変化を捉え、変化に即した教育課程の一部変更を検討する。具体的には、平成 28(2016)年度から段階的教科科目の一部変更、教科科目設定の見直しを行い、新学科設置を視野に入れた動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻を配し、平成 29(2017)年 3 月には初めて両専攻への学生配属が行なわれ、教育体制のさらなる充実が図られている。加えて、平成 30(2018)年度からは、令和 3(2021)年 4 月に開設を予定している 2 学科体制に向け、各専攻内での教育科目の見直しや新規科目設置を含めた整備を始めた。令和元(2019)年に文部科学省への事前相談の結果、新学科の届出設置可を受け、準備に邁進することとなった。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学においては、学長が教員に対して教育目的の達成についての意識向上について「授業改善に関する報告書」を提出させ、教育の達成度、学生からの要望に対する対応策、授業の改善・工夫による自己評価の取組みについて必要に応じ面接を実施し、改善策を模索して本学の教育の目的達成に邁進している。教学に関する事項については教務委員会が主管となって諸問題を精査して、教授会に提案して協議し、学長の決裁を受けて逐次改善に努めている。

授業評価アンケートに対するフィードバックについては、その結果を集約してファイルを図書館において公開している。また、次年度授業冒頭、学生に対し、授業目標や指摘された点についての改善策など公表することとしている。

FD 委員会の取組みとして、前期、後期ごとの授業評価アンケートのデータ収集を行い、

教員の教育目的達成の確認に供している。「学生の満足度」は指導教員の「熱心さ」「説明のうまさ」と強い関係との共通点を見出し、総合的な指導の展開を図ることとした。

科目指導担当教員に対する学生の評価は五段階に設定されており、教員の指導実践については、学部長がその教員に授業改善を指導することで、教員は教授法を工夫し、場合によっては担当教員相互で授業参観をして授業改善を図り、これを継続することとした。また平成30(2018)年度より、授業評価アンケート結果を基に、優れた授業を実施した教員を表彰する Best teacher 賞という表彰制度を設け、教員の授業改善意識向上を図っている。

本学の教育目的の達成状況の評価の指標として、「一般財団法人動物看護師統一認定機構」の資格取得は、学生の質的保証であり、全学を挙げて工夫・改善に取り組み推進している。本件は学生自身が主体となり、模擬試験や勉強会を行うよう指導を重ねてきたが、令和元(2019)年度、本学の合格率が全国平均を超えるに至った。

1) 資格・免許取得状況

本学が目指す動物看護師養成レベルは、本学の教育目的・目標に密接に関連しており、教育目的・目標の達成評価として、動物看護師統一認定試験合格率が指標となっている。合格率向上のため、本資格の授与機構である「一般財団法人動物看護師統一認定機構」の実施した前年度の試験結果や学内で実施した模擬試験の結果等を基に、試験対策を担う教員が中心となり、合格に向けた対策講座を実施し、学生に主体性をもたせるよう指導を積み重ねてきた。動物看護師統一認定試験合格率は、平成28(2016)年度全国平均84.42%に対して本学は3年次生受験の平均81.97%であり、全国平均を下回っていることは、憂慮すべきであり、全学を挙げて試験結果の点検・評価を行い、それに基づく改善に取り組むことになった。このため平成29(2017)年度からは教務委員会の中に「動物看護師統一認定試験対策部会」を設置して、どう学生支援ができるか検討を始めた。平成30(2018)年度も継続して、この部会と学生から選出された対策委員がどのような対策を行なったらよいか検討し、模擬試験の実施や講義の開催、直前講習などを行なってきた。この指導がようやく実り、令和元(2019)年度の本学合格率が全国平均を上回ることとなった。今後さらに向上できるよう、学生指導をしっかりと継続していくこととした。また2年後を目処に開始される国家試験を見据え、一層の受験体制を構築していく必要がある。

2) 就職状況

教育目的・目標の達成状況の評価として就職状況があげられる。本学の就職支援は自己理解・就職意識の調査・キャリア教育に関する講演、模擬面接・個別相談・就職セミナー・企業見学会等への参加を奨励し、併せて、SPI対策・エントリーシートの書き方、インターシップ・就職斡旋・照会等、就職先や内定状況の把握に努め、学生個別の支援に邁進した。

本学の就職状況は、特化した学部としてその専門性が高く評価されており、動物看護師としての動物病院をはじめ、関連企業等において、平成 28(2016)年度の就職率は 98%の高率を達成した。さらに平成 30(2018)年度は 99.2%、令和元(2019)年度は 99.1%に達した。

就職を希望する学生は、就職委員会の方針に基づき、就職支援課がその業務を遂行し、指導にはクラスアドバイザー及び卒業論文担当教員が相談に応じ、学生は自己の希望する企業等に直接出向いて就職状況とその進路について十分に対峙し、就職対策を立て「職業人としての」素養と専門性の活躍に期待した活発な就職活動を展開している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

FD 委員会では、学生に対して授業評価アンケートを実施し、集計結果を、授業改善のための参考資料として担当教員にフィードバックしている。さらに、授業改善については、教科担任に対して授業評価アンケートの集計結果等に基づく改善点を科目担当教員が授業内で報告することにした。その後も引き続きアンケート集計を行っており、さらに改善点を見だしつつ、データの蓄積も行っている。

しかし、この授業評価アンケートについて、実習に対する内容が足りないとの指摘があり、平成 30(2018)年度の FD 委員会内で、その内容やアンケート実施時期などについて再検討を進め、改善を図ることとしたが具体的な改善は難しく、令和元(2019)年度は今まで通りの実施に留まった。しかし、令和 3(2021)年 4 月より 2 学科制が開始されることから、その体制構築の中に本件も組み込んで検討していくこととなった。

この授業評価アンケートにより、学生は授業への取組みについて再考し、教員は大学教育の更なる向上を再考することに繋がっている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

資格取得状況、就職状況については、学内における点検・評価はなされているが、外部からの点検・評価の実施についての導入も検討する。また、就職先に対するアンケートを実施し、本学のディプロマ・ポリシー（卒業認定および学士の学位授与に関する方針）に則った人材育成となっているかの検証を図り、更なる改善をする。また平成 29(2017)年度より活動が開始された「動物看護師統一認定試験対策部会」における諸々のデータ解析を蓄積し、今後の学生指導に活かすこととした。令和元(2019)年度においては、合格者の傾向等の分析を基に学生指導法を改善したことにより、本試験合格率が初めて全国平均を上回る結果が得られた。今後、国家試験が実施されることを見据え、更なる学生指導のためのデータ蓄積・分析を進めていく。

平成 29(2017)年度より、本学後援会による学生の就職支援のための協力を仰ぎ、就職活動に対する協賛計画の実施に努めることになった。

授業評価アンケートの質問事項については、内容の見直し・修正を図り、また、集計結果や報告書の公開についてもFD委員会で検討し、より具体的な方針に基づき実施することとした。平成30(2018)年度にはFD委員会の中で具体的な検討が始められたが、令和3(2021)年4月より2学科制の新体制がスタートすることに伴い、本件も新体制の中でのあり方を再検討することとした。

【基準3の自己評価】

教育課程の各基準項目は概ね満たしていると思われるが、教育とは常に変遷するものであり、常に向上させるべきものとする。毎年の基準項目の見直しにより問題点を洗い出す作業を通じて、教育現場の一層の充実を図りたい。

加えて、令和3(2021)年4月より新学科の届出設置許可がおりたことから、この機を利用し、2学科制の新体制に付随する諸々の体制をここに再検討していくこととした。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教学に関する重要事項は、全て教授会で審議されるが、それに先立って細部については、各委員会で審議され、その結果を委員長が教授会で説明し、学長に具申する。このように、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

各委員会には、必要に応じて専門業務に長けた職員を配置して、各領域における役割を明確にし、教員とともに適切に業務を遂行している。学長の決定事項は、教授会、教員連絡会、学内イントラネットシステム等を通じて、速やか、かつ適切に全教職員に伝達され、実行されている。教授会や各委員会の組織上の位置づけや役割は、教授会規定や各種委員会規定に定められ、権限の分散と責任の明確化が成され、適切な教学マネジメント体制を構築している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

緊急を要する重要課題については、学長の指示のもと、機動性が発揮できる教員と専門業務に長けた職員からなるプロジェクトチームを組んで、速やかに対処している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメント体制を支える各種委員会の委員長や委員の構成は、年度ごとに見直され、最大限の機能を発揮できるように、改善されている。また、プロジェクトチームも、年度ごとに必要に応じて見直され、機能性を発揮している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教育課程に即した教員の確保と配置については、大学設置基準第 13 条に係る別表第一のイでの基準である 17 人及び別表第二に定められた 12 人に対して、本学では教授 16 人、准教授 2 人、講師 7 人、助教 3 人及び助手 15 人の計 43 人と基準数を充足している。また、教員の年齢構成は 29 歳以下 7 人、30～39 歳 11 人、40～49 歳 8 人、50～59 歳 4 人、60～64 歳 4 人、65～69 歳 7 人、70 歳以上 2 人である。

教育目的を達成するために、本学の建学の精神及び教育理念を十分理解し、大学設置基準及び職業資格関連の指定基準に合致した教員を確保、配置している。【表 4-2-1】

【表 4-2-1】専任教員の年齢構成（令和元(2019)年 4 月）

(単位：人)

	職位	29 歳 以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳 以上	合計
令和元 年 4 月	教授	-	-	1	2	4	7	2	16
	准教授	-	-	2	-	-	-	-	2
	講師	-	2	4	1	-	-	-	7
	助教	1	1	-	1	-	-	-	3
	助手	6	8	1	-	-	-	-	15
	合計	7	11	8	4	4	7	2	43

動物看護学という特殊な分野のため専門の研究者が少なく、経験豊かな若い教授の確保は困難であり、現在は、学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程に定める退職年齢を超えない範囲で教員を確保している。しかし、将来計画として、教授については、現在の准教授、講師等の研究業績アップを目指し、研究環境を整える必要があると考えている。その対応として、平成 25(2013)年に立ち上げた共用機器整備委員会の再編を企図し、平成 27(2015)年度から教育実習機器も含めて教育研究機器備品等検討委員会（平成 29(2017)年度より研究委員会内に教育研究機器備品等検討部会として再編成）を発足させて機器備品等整備の一本化を計った。

また、動物看護という特殊な学問領域を標榜していることから様々な専門領域と経験を持ち、かつ動物の診療等を行うため獣医師、動物人間関係学専攻では臨床心理士、「動物行動学」「動物遺伝学」「バイオテクノロジー」「産業動物学」等の専門知識を備えた教員が必要になる。そこで、採用・昇任に当たっては、教育研究の評価に偏ることなく、教育研究、地域・社会貢献、大学運営等を総合的に評価し、採用・昇任を行っている。

教員の採用については前述した通り、特殊な領域の教員を必要としているため、現在の教員採用は2つの方法で行っている。1つは公募による採用ともう1つは学内教員の推薦を中心として教員を確保している。採用・昇任等の手続きと基準は、「学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程」及び「ヤマザキ動物看護大学動物看護学部専任教員昇格基準」に定められており、これに基づいて採用・昇任等の構築を図っている。

詳述すると、採用は「学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程」第3条に基づき、学長、副学長及び学部長は関係教員の意見を聞き、理事長と協議の上、さらに教授会に意見を求め、総合判断した上で最終的に理事長が決定している。令和元(2019)年度は、1人の退職者がおり、教員4人の採用をした。

一方、専任教員の昇格は教授会に諮られ、「ヤマザキ動物看護大学専任教員昇格選考委員

会規程」に基づき、教授及び准教授の中から学長が指名する委員長及び委員若干名により構成される選考委員会が設置され選考を開始する。選考に当たっては、各候補者から提出された「教員個人調査書」、「教育研究業績書」及び「最終学歴及び学位を証する書類」等を基に、教育研究上の業績、社会的・学会等での活動業績及び人柄等について、「ヤマザキ動物看護大学動物看護学部専任教員昇格基準」に照らし合わせて審査し、学長、副学長及び学部長を加えて、教員の資質や能力等の適正並びに職位の妥当性を厳正に審査して決定している。令和元(2019)年度には教授2人、准教授1人、講師1人の昇格があった。

また、助手については、教育能力や研究成果が認められた場合は助教に昇格させることも検討したが、令和元(2019)年度は助手の昇格はなかった。

動物看護学科は、動物看護学専攻及び動物人間関係学専攻の2専攻制を設置している。それぞれの専攻は、教養科目については全ての学生が受講するが、専門基礎科目についても「生命科学概論」「動物看護学概論」「動物人間関係学概論」「動物行動学」「動物遺伝学」「動物機能形態学」「動物生理学」「解剖・生理実習」「動物生態学」「動物薬理学」「動物病理学」等の基礎知識を修得して専門のコースで活かされることから、全ての学生にそれらを修得させ、それに必要な専門教員を配置している。

動物看護学専攻は、主に臨床における動物看護学が中心になるため、獣医師の資格がある教員を中心に配置しており、令和元(2019)年度は、内科看護学系、外科看護学系、歯科学系、臨床検査学系及び総合看護学系で15人を配置している。

動物人間関係学専攻は、「生命科学概論」「動物行動学」「イヌの特性論」「ネコの特性論」「ヒトと動物の関係学」「ペットロス論」「動物愛護・福祉と関連法規」等の知識を修得させることから、それぞれ専門の教員13人を配置しており、特に本専攻の特徴である人や動物の心理学については、臨床心理士の資格を持つ教員を配置している。

なお、実習については、実習担当教員の他に15人の助手を配置し、より充実した実習を行っている。

本学は「卒業論文」が必修となっていることから、令和元(2019)年度の「卒業論文」に対して教授13人、准教授2人、講師7人、助教3人の指導教員の他、サポート役として助手15人の40人を配置している。なお、一部の学生は、教授指導の下で助教が実験等の指導を行い、卒業論文は教授に提出して評価される。また、選択科目においては、他大学や関係機関からの兼任教員も配置している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学のFD(教員の研修)活動は、「ヤマザキ動物看護大学学則」第4条の規定に基づき、教員は、動物愛護の精神と豊かな人間性を基礎として、広い知識と専門の学芸を深く教育

研究することを任務としている。これらの任務を遂行するために、平成 22(2010)年に FD 委員会を設置し、「ヤマザキ動物看護大学 FD 委員会規程」を制定した。

前条の目的に資するため、FD 委員会は①教員の質的向上の推進について、②教員の授業改善、見直しについて、③教員の教育技術の向上について、④学生による授業評価等について及び⑤教員の学会等を始め、学内諸団体等の研修の参加等について、各種の企画、研修を行っている。また、学会等の案内は研究委員会が中心となり教員に配信している。

令和元(2019)年度は、FD 委員会主催による FD 研修会が 3 回開催され、令和元(2019)年 6 月には「修士課程の設置に求められる FD の抄論」、8 月には「ブラックバイトについて」、10 月には「ヒトの看護の現状と概要」が開催された。学生による授業評価は、前期・後期に専任教員、兼任教員により行われた全ての授業に対して実施し、集計結果のフィードバックと、それに基づく自己点検表の作成を通じて、次年度の初回の授業で授業改善に取り組んでいることを学生に示している。

しかし、授業評価については、学生による授業評価アンケートの項目が現状に合わなくなってきており、見直す必要がある。また、現在は学生からの一方的な評価であり、教員側からの学生に対する評価も考える必要があり、今後は学生・教員による評価方法の検討を図らねばならない。

教員に対する評価は、教員の諸活動への支援と啓発並びに本学の教育研究及び社会貢献等の改善と向上に資するとともに、教員自らの活動を認識し、改善すべき方向を見定め、自己の能力・教育力の向上に繋げることを目的に平成 26(2014)年度から行われており、現在は「ヤマザキ動物看護大学教員評価手順書」に基づき評価している。

教員評価は 3 年に 1 度の割合で実施し、平成 29(2017)年度は実施していないが、平成 26(2014)年度の実施結果は、評価領域は 6 つの領域（教育、研究、国際交流、社会貢献、管理・運営及び勤務状況）で行った。各領域の一次評価基準は、極めて高い活動状況であるが 5 点、高いが 4 点、普通が 3 点、低い 2 点、そして多いに問題があり改善を要するが 1 点とした。

学部長による総合評価は、算出された評点に応じて、特に優れているが S、優れているが A、おおむね適切が B、やや問題があり改善の余地があるが C、多いに問題があり改善を要するが D と評価した。確定した評価結果とそれに対する総合所見は、教員全員にフィードバックされた。

また、令和元(2019)年から Best teacher 賞と Best researcher 賞を設け、4 人の教員へ賞状と金一封を渡した。さらに Best teacher 賞を受賞した教員の講義を全教員が講聴した。

本学の教員は、教育に関しては大きく力を注いでいるものの、両輪の一つである研究に関しては、十分な成果を上げているとは言えない。今後、研究設備を含む研究環境の整備

をより充実させていく。これは、本学の将来の方向性に大きな影響を及ぼすことであり、改善する必要がある。なお、改善の1つとして科研費の申請を積極的に行うように指示をし、その結果、研究代表者、研究分担者として2人(4件)が採択された。教員評価は3年ごとに実施することになっており令和2(2020)年度は教員評価を実施する予定である。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

本学は動物看護という特殊な分野のため専門の研究者が少なく、現在は定年規定に定める退職年齢を超えない範囲で教員を確保している。「臨床心理学」担当教授が平成26(2014)年度に退職し、平成27(2015)年度は兼任教員で授業を継続していたが、平成28(2016)年度から専任の准教授を、また、平成27(2015)年度には「動物臨床看護学(外科)」担当教授の退職に伴い、教授の採用を決定した。しかし、将来計画として、教授、准教授への昇任については、現在の准教授、講師等の研究業績アップに期待するところである。

平成26(2014)年度から助教及び助手に対しては、各自、学内の教授もしくは准教授からの指導を受けて研究を行う制度を導入し、その指導教授の選定は年報に教員の過去から現在までの論文や学会報告を記載してあるので、その論文等を参考に決めている。そのためには、研究環境を整える必要があり、平成27(2015)年度から教育研究機器備品等検討委員会(平成29(2017)年度より研究委員会内に教育研究機器備品等検討部会として再編成)を発足させ、5カ年計画を立て無駄のない機器の整備が始まり、研究に必要な機器・器具に対して必要度に応じて順位付けを行い、初年度である平成27(2015)年度は製氷機、純水装置、大型プリンターを、また科学研究費助成事業の間接経費で多解析顕微鏡、高機能スキャナー等を整備した。平成28(2016)年度から平成30(2018)年度は大型超低温冷凍庫、人工呼吸器、超高倍率USBマイクロスコープ、小型スタンド透過照明等が、令和元(2019)年度は動物用血圧計、ポータブルスリットランプ、温覚計等が設置された。平成30(2018)年度からは助手に対して共同研究室を確保し、僅かではあるが研究費も支給することとなった。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学事務局で実施する職員を対象とした研修としては、「ヤマザキ動物看護大学SD(Staff Development)委員会規程」に基づきSD委員会を構成し、職員の能力開発に努めている。SD委員会は、大学事務局長、法人本部総務部長及び学長が指名する若干名で組織される。令和元(2019)年度はSD委員会とFD委員会の合同により、教職員を対象に中・長

期計画的視点として、6月に「修士課程の設置に求められるFDの抄論」、学生生活の実態を把握することでより良い学生支援の取組みを強化するため、8月に「ブラックバイトについて」をテーマとした研修会を実施し、それぞれのテーマに対して参加した教職員は理解を深めた。

法人本部総務部が主催する職員研修として、「新入職者対象研修会」を行っている。本学では、法人本部総務部総務・人事課が全職員の人事考課を取りまとめ、評価10項目の総合評価により職員の質的向上について適切な配置に努めている。

研修会に参加した職員は、研修内容及び本学として取組む必要がある事項等を記載した「研修・講習会参加報告書」を提出することになっている。また、研修を通して学んだ内容を全職員に対して報告する機会を与えることで、フィードバック体制を設けている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学においては、社会の要請に対応した大学教育改革を推進する上で、高度な知識を有する職員が求められる。教員は自らの研究のほか、大学運営に関わる業務について理解を深めることが不可欠であり、また職員も教育研究者に対して理解をすることが必要である。教職員が互いに協力することで一体となり、これらの改革に取り組んで行かなければならない。社会変革の中で、高等教育機関として本学に求められる課題について、教職員が共有する目的で研修会等を企画・立案し、総合的な研修を行う。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の研究に関しては研究委員会を設置しており、その構成委員は理系及び文系科目担当教員より成っている。本委員会では、研究予算、研究に係る各種規程の作成、不正行為の監視と調査、研究の不正行為に関する各種講習会の企画・実施、外部研究資金の募集案内、学会・研究会等の案内及び各年度の教員業績集（年報）の編纂等を行っている。平成29(2017)年度からは、教員の資質・能力向上への具体的な取組みが始まり、令和元(2019)年度も引き続き行われている。本学での教員の研究は、基本的に教員個人による研究（個人研究）の立案と実施であるが、複数の教員による研究（共同研究）も行っている。

研究室に関しては、教授、准教授はそれぞれ個別の研究室で、講師、助教及び助手は共同研究室で研究を行っている。さらに、その他の研究施設としては共同実験室（形態系、生理・生化学系、遺伝子解析系、動物行動・心理学系、X線・心電計等を備えた臨床系の部屋）があり、共通設備としては、 -80°C の超低温フリーザー、クリーンベンチ及び多目的冷却遠心機を設置してある。平成30(2018)年度の間接経費ではアングルローター、超高倍率USBマイクロスコープ及び小型スタンド専用透過照明等を購入し、令和元(2019)年度は、検眼鏡ヘッド、TOP動物用シリンジポンプ、Hybridization機器一式及び大判プリンター消耗品を購入した。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究内容については、個人・共同研究いずれも大学が規制することはなく自由に行っているが、その研究内容については研究倫理指針に沿って計画された研究を行っている。人間に関する研究は「ヤマザキ動物看護大学人を対象とした研究倫理指針」において計画、研究を進めるが、一方で動物に関する研究は平成28(2016)年度より研究委員会から独立した動物実験委員会が設置され「ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針」に従って「動物実験計画書」を作成し審査委員の審査を経て、適切と認められた場合は学長が承認している。令和元(2019)年度は26件の申請（他継続1件）があり、全て承認された。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費については、個人研究費は教授、准教授、講師、助教及び助手にそれぞれ支給され、さらに、教育研究用機器備品費として毎年400万円計上されている。令和元(2019)年度における外部資金として日本学術振興会からの資金獲得採択数は新規2件、継続1件、共同研究は1件、奨学寄附金3件及びその他の外部資金として内閣府から1件である。個人研究費、共同研究費及び公的研究費等の取扱いについては各種関連規程を作成し、その規定に沿って行っている。

教員の研究の質の向上と客観的な自己評価のために、年報を発行することが研究委員会で平成26(2014)年4月に決定した。それを受けて、4年制大学が開学して完成年度を迎えた平成26(2014)年10月に、平成25(2013)年度の教員の他、平成26(2014)年度に着任した5人の教員を加え、業績集（年報）を作成した。この業績集は教授17人、准教授7人、講師5人及び助教7人の計36人を対象とした。その内容は創刊号であることと、若手教員（助手を含む）の今後の研究の足掛りにすることを考慮して、全教員の研究を開始した年度からの著書・論文・学会発表、公的・私的資金の獲得及び学会・社会における活動など記載した。平成28(2016)年度版は、平成29(2017)年5月に出版した。記載した教員の内訳は、教授16人、准教授5人、講師6人及び助教3人の計30人であった。研究成果は、平成29(2017)年度から2年ごとに集計することとなり平成29(2017)・30(2018)年度版は令和元(2019)年

2月末に出版された。令和元(2019)・2(2020)年度版は令和3(2021)年2月末に出版予定である。

教員研修の一環として、平成27(2015)年度から各種講習会を開催している。令和元(2019)年度は、学内の教員を講師として、全教員を対象とする動物実験に関する教育訓練を5月に実施した。

公的研究費の運営・管理、不正行為に対する対応については、「ヤマザキ動物看護大学公的研究費取扱規程」に従い、不正行為や告発等があった場合は、受付から30日以内に調査の可否を決定し、配分機関に報告することになっている。そのための調査委員会を設置し、受付から210日以内に最終報告書を作成し、配分機関に報告する。不正を認定した場合、調査結果を公表し、悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとり、被告発者の公的研究費を使用停止することとしている。なお、開学以来不正行為は現在までない。本学は不正行為に関する対応は、該当する規程に従って行うことにしている。

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

開学して10年で、研究に必要な機器備品は整備されつつある。しかしながら、科学の進歩は急速に進んでいるのが現状であり、それに伴い高度な測定機器や解析機器が必要となる。これらの機器は高額なものが多く、毎年の予算が限られていることから、平成30(2018)年度には教育研究機器備品等検討部会で機器備品整備5カ年計画を立て、各教員から必要な機器を報告してもらい、委員会で購入時期の順列を検討している。さらに、教員に対しては科学研究費の応募申請を行うよう指導しており、令和元(2019)年度は8割程の教員が応募申請をした。また、他にも民間の外部資金の案内や応募の指導を行っている。

【基準4の自己評価】

教育に関しては、必要な教員の配置は整えているが、退職に伴う教員の補充は専門性が高いものが多く、その人材の確保に苦慮している。令和元(2019)年度の退職者に対する補充対策としては全国の関係大学、研究所に公募した。研究成果については、大学年報や企業誌等への投稿が多いが、権威ある雑誌への投稿は少ない。さらに、学会発表はしているものの論文は少ないのが現状である。今後は権威ある雑誌への投稿、学会発表後の論文の作成等を指導する必要がある、そのためには国際交流、内外の学会への参加とそれに関わる費用等を整える。

また、研究機器については共有できる機器は共用するという考えで、引き続き、教育研究用機器備品費や科学研究費助成事業の間接経費等を計上しており、全体的にみるとほぼ基準に沿っており、良好に整えられている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の運営は、「学校法人ヤマザキ学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に基づき、理事会を最高方針決定機関とし、理事長が学校法人の代表者として執行業務を総理する。

理事、評議員及び監事の選任は、「寄附行為」に基づき適切に行っている。理事会・評議員会は、定期的開催され、監事の業務監査、監査法人の会計監査も適切に行われている。

平成 28(2016)年度には、本法人に対する適切な助言を得ることを目的として、本法人に顧問を置くことができるよう「寄附行為」を改正し、一層の経営力強化を図っている。経営の規律は保たれ、誠実に執行されている。従って、維持・継続性に問題はない。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

経営部門においては、使命・目的を継続的に実現するため、常務理事会が毎月、理事会及び評議員会が隔月開催され、法人経営に係る重要事項について審議が行われている。

教学部門においては、教授会が原則として毎月 1 回開催され、審議が行われている。

使命・目的の実現のために、理事会、常務理事会及び教授会のもとで継続的に努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

電気使用量の減量対策及びゴミの分別収集を実施している。具体的には、夏季節電対策として室温設定を管理し、クールビズで業務を行っている。また、3 号館及び 1 号館では、LED 照明を設置することにより省電力化を図っている。さらに、業務における連絡については、ネットワークシステムを利用することでペーパーレス化を促進し、裏紙の有効利用を行っている。

また、東京都の緑化計画書制度により、道路に接する部分に緑を確保する「接道部の緑化」が義務付けられているため、施設等の緑化を推進している。

2) 人権への配慮

各種ハラスメントについては、「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する規程」

(以下「ハラスメント防止に関する規程」という。)
「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する指針」、
「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する細則」及び
「学校法人ヤマザキ学園マタニティ・ハラスメント等の防止に関する規程」を定め、
ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止に努めている。

個人情報の保護については、「学校法人ヤマザキ学園個人情報保護に関する規程」及び
「学校法人ヤマザキ学園個人情報保護委員会規程」を定めている。

「ハラスメント防止に関する規程」第8条及び第10条により、理事長が任命する大学事務局長、専門職短期大学事務局長、専門学校事務部長、法人本部総務部長、専任教員3人(3人のうち男女を含む)及び専任職員2人(2人のうち男女を含む)を構成員とするハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を設置している。また、防止委員会は、ハラスメントの対応を迅速、適切かつ円滑に行うため、相談員を常設しており、専任教員の中から3人(3人のうち男女を含む)及び専任職員の中から2人(2人のうち男女を含む)を相談員として、理事長が任命している。

公益通報については、「学校法人ヤマザキ学園公益通報に関する規程」を整備している。

3) 安全への配慮

「学校法人ヤマザキ学園本部地区防災規程」及び「ヤマザキ動物看護大学防災規程」を整備して、火災、地震等の災害時において、生命及び身体の安全を確保し、災害による被害の軽減を図っている。

毎年4月に教職員及び学生に対して災害時の避難経路等の確認を実施している。また、各校舎にAED(自動体外式除細動器)を設置して救急時に備えている。3年次生対象の授業において「救命救急講習」を行うことで、学生に対してAEDの利用方法等を指導した。

キャンパス内では、定期的に警備員が巡回を行い、学生及び教職員の安全確保に努めている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

18歳人口減少や四年制大学増加等の高等教育機関を取巻く環境変化に伴い、教育機関としては組織機構と教育研究の全般にわたる改革を迫られている。こうした環境において、本学は高等教育の社会的責任の履行を視野に入れ、社会的役割を再構築し、社会からの要請を教育研究に反映して行かなければならない。また、利害関係者への説明責任を果たし、信頼される教育機関を目指すことに努めなければならない。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

1) 理事会の権限等

本学園の理事会は、「寄附行為」第 16 条により、学園の最高意思決定機関として、理事の選任、諸規程の制定等を行う。

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立し、定期開催は年 6 回、臨時開催は状況により随時行う。また、理事会の構成は、大学の学長、専門職短期大学の学長、評議員のうちから評議員会において選任した者及び学識経験者のうち理事会において選任した者で、定員は 9 人となっている。

選出条項ごとの理事の構成は、大学の学長（「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号）、専門職短期大学の学長（「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号）及び評議員より 2 人（同第 6 条第 1 項第 2 号）、学識経験者より 5 人（同第 6 条第 1 項第 3 号）の計 9 人。

現在の人員は、大学等教育経験者が 1 人、企業等の経営経験者が 2 人、医師が 2 人、文化人が 2 人及び創始者の一族から 2 人、計 9 人。識見が高く、理事としての職分を全うできる方々であり、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度までの定例理事会開催状況を【表 5-2-1】で示す。

【表 5-2-1】定例理事会開催状況（平成 29(2017)～令和元(2019)年度）

年度	開催月	5 月	7 月	9 月	11 月	1 月	3 月
平成 29 年度	月日	5 月 25 日	7 月 20 日	9 月 21 日	11 月 16 日	1 月 25 日	3 月 15 日
	出席状況	9/9	8/9	8/9	9/9	8/9	9/9
平成 30 年度	月日	5 月 24 日	7 月 19 日	9 月 20 日	11 月 15 日	1 月 24 日	3 月 14 日
	出席状況	7/9	8/9	7/9	8/9	8/8	7/8
令和元年度	月日	5 月 23 日	7 月 18 日	9 月 19 日	11 月 14 日	1 月 23 日	3 月 12 日
	出席状況	7/9	8/9	8/9	7/9	8/9	8/9

2) 理事会への付議状況

「学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程」（以下「常務理事会運営規程」という。）第 2 条により、理事長及び常務理事で構成される常務理事会において、理事会に付議すべき事項を審議・検討した議案が理事会で審議される。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、学園の運営に資する学外識者を含めて構成されている。理事会は、使命・目的に沿って適切に運営されている。理事会は、社会状況等の変化に対応し、更なる運営向上に努める。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

1) 法人と教学部門とのコミュニケーション

理事会には、大学の学長が理事として出席している。学長は、大学の代表者として理事会に学則等の改変及び中・長期的展望に立った大学改革プラン等を上申し、教授会での審議・検討事項の報告を行ない、法人と教学部門とのコミュニケーションを円滑に図っている。

また、理事長は大学の学長を兼務しているため、教授会を運営し、理事会での決定事項を通知するとともに、教学側との意思疎通を十分にとっている。

2) 法人と事務部門とのコミュニケーション

毎月「部長会議」を開催し、法人から理事長、理事長室長、法人本部長及び総務部長、管理部長、大学から事務局長、学務部長、学生支援部長、入試広報部長が出席することで運営及び管理における情報共有を図っている。

また、理事長主催の「理事長ミーティング」を定期的に行い、大学の運営及び管理に関して、理事会及び教授会等の情報を全職員で共有するとともに、建学の精神（職業人としての自立）に則った、SD(Staff Development)の一環としている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は、法人の最高意思決定機関であり、年6回開催し「寄附行為」に規定する議案を審議している。緊急を要する案件等が生じた場合は、臨時理事会を開催することで不測の事態に対応している。

常務理事会は、理事長、常務理事及び専門職短期大学の学長で構成し、毎月開催している。「常務理事会運営規程」第5条に規定する事項を審議し検討する。教学部門を司る大学の学長と専門職短期大学の学長が参加する常務理事会及び理事会において、経営と教学の

戦略目標に対する意識統一を図ることにより、円滑な意思決定を実践している。

また、理事長は、大学の学長を兼務し、教授会、専任教員連絡会、自己点検・評価委員会、学修総合委員会及び入試委員会の各種委員会に出席し、法人部門と教学部門の意思疎通を図っている。

1) 監事の選任とガバナンス

理事長は、「寄附行為」第 7 条に基づき、監事を選任することになっている。監事は 2 人（「寄附行為」第 5 条）であり、現在は、税理士及び会社役員が選任されている。監事は、理事会及び評議員会に毎回出席している。

「学校法人ヤマザキ学園監事監査規程」に基づき、監事は定期監査を年 1 回、年度末の決算時に行っている。また、教学部門の監査を定期的に行い、監査報告は各部門に通知される。また、必要に応じて臨時監査を行うこともある。

2) 評議員の選任

評議員は、「寄附行為」第 23 条に基づき、法人職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 1 人、法人が設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任した者 9 人及び学識経験者のうちから理事会において選任した者 9 人で構成される。現在は、理事の評議員兼務者数は 3 人である。

評議員会は、予算決算、中・長期的計画等の重要事項の諮問に就いており、書面による議決権行使を含め、毎回ほぼ全員が出席している。従って、相互チェックの機能性に問題は無い。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学の交流は十分に図られ、相互チェックの機能性については問題ない。

大学の授業は、平成 28 (2016) 年度から南大沢キャンパスに統合され、教職員の連携、意思疎通が一層円滑になってきており、大学の機能がより強化されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学を取り巻く環境は、教育の質の保証を焦点として競争的環境の中にある。本学は教育研究活動の実践と財政基盤の安定を図るため、短期大学を発展的に改組転換し、四年制大学法人としての認可を経て、平成 25(2013)年度に大学の完成年度を迎えた。その後、一層の教育環境の充実を図るため隣地を取得し、平成 27(2015)年度には当地に 3 号館を建設した。また、専門職短期大学の設置認可申請を行い、平成 30(2018)年度に認可を受け、令和元(2019)年度に開学した。財政としては、平成 22(2010)年度から大学の学年進行に伴い収入は増加してきたが、その反面、大学完成時までの設置計画履行状況に伴い人件費及び諸経費も増加してきた。四年制大学として開学してからの収支状況の推移は【表 5-4-1】の通りである。大学の学生募集については、平成 27(2015)年度から定員割れとなったが、平成 28(2016)年度を底に回復傾向にあり、令和元(2019)年度の入学者数は、前年度に続き、定員を上回った。また、職員の新規採用を抑制することにより、人件費の節減を実現した。今後も、継続して将来を見据えた中・長期計画の財政のバランスを重視し、収支規模に応じた財務運営を行うこととした。

【表 5-4-1】収支状況の推移（平成 22(2010)～令和元(2019)年度）

年度	帰属収支差額（千円）	資金収支差額（千円）	適用
平成 22 年度	△81,059	△229,108	四年制大学開学
平成 23 年度	△50,550	△320,972	
平成 24 年度	△29,216	216,033	
平成 25 年度	234,229	410,320	完成年度・校地取得
平成 26 年度	232,093	264,853	
平成 27 年度	198,128	△813,656	南大沢キャンパス 3 号館建設
平成 28 年度	△132,528	503,166	学費改定
平成 29 年度	△ 68,379	36,758	
平成 30 年度	30,684	71,494	専門職短期大学設置認可
令和元年度	64,114	230,301	専門職短期大学開学

※平成 27(2015)年度より、帰属収支差額は基本金組入前当年度収支差額になる。

単年度の事業・予算については、各年度の収支計算書を参考に各部署からのヒアリングを基に策定し、適切な人件費、経費の節減に努めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人ヤマザキ学園（以下「法人」という。）の主な収入は、学生生徒等納付金であり令和元(2019)年度の納付金比率(学生生徒等納付金/経常収入)は94.4%を占めている。四年制大学としての国庫補助金は、平成22(2010)年度から交付されており、令和元(2019)年度の補助金比率(補助金/経常収入)は3.0%となっている。補助金比率は大学完成年度に向けて、学年進行に伴い増加してきたが、学生生徒等納付金が経常収入に占める割合が大きく、学生数の動向が財政を左右する最大の要素となっている。

一方、法人の主な支出は、人件費、教育研究経費及び管理経費で構成されている。その内、人件費比率(人件費/経常収入)は47.4%となっており、従来、この比率は分母が「帰属収入」であったが「経常収入」になることにより、新基準における人件費比率は、高くなるが適切な範囲である。

大学の完成年度までは、設置計画の進行に伴う施設・設備の整備のため、繰越消費支出は基本金組入額の増加により超過となっていた。支出の面においても、完成年度に向けて、専任教員の増員による人件費の増加や教育研究経費の増加もあったが、段階的な入学者の確保に伴い消費収支差額は安定してきた。令和元(2019)年度には、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関としてヤマザキ動物看護専門職短期大学を開学したが、繰越収支差額は黒字で推移している。

また、将来構想の一環として隣地を取得し、新校舎を建設したところだが、校地取得時の借入金の返還に関わる基本金組入れは令和3(2021)年度をもって終了の予定である。

本学の中・長期計画は、着々と遂行されており、結果もでてきていることから、基準項目は満たしていると判定した。今後は、現在の水準を維持するだけでなく、より一層の改善に向けて努力をする。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

本学は、これまで動物看護分野に加え、動物応用及び動物介在福祉の分野において教育研究に努力してきた。この分野の充実発展のため、大学完成年度以降の長期計画として、施設・設備の整備を策定したところである。これらの状況に鑑みて、平成25(2013)年度においては、大学設置にあたり認可された内容を完成年度までに誠実に履行してきたが、完成年度以降を視野に入れた教育研究等の充実・発展のため、完成年度内の追加事業として2号館隣接地用地を取得した。また、教育施設の追加事業として管理棟(グリーンガラスロジ)を建設した。さらに、3号館の建設に着工し平成28(2016)年3月に完成した。ただし、この用地の取得のための借入金返済が発生した。本学は、これまで渋谷キャンパスと八王子市にある南大沢キャンパスの2キャンパスに分かれていたが、平成28(2016)年度に南大沢キャンパスに1年次から4年次までの授業を統合し経営効率化を図ることとした。

このことによりコストダウンを図り、学生の経済的負担も軽減できるものと判断した。これらの事業を遅滞なく進めるには、安定した収入の確保と支出とのバランスを改善していくことが必要である。そのために、収入の9割を占める学生生徒等納付金を維持するための入学者の確保、そして、補助金・寄附金等事業活動収入の増加を図ることとした。一方、教育研究経費は水準を維持しながら、支出面では経費の節減を図り、安定した財政基盤を確保することに努めている。また、専門職短期大学の開学に伴い、安定した入学者の確保に努めていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「基準5の自己評価」にもあるように、経営評価において結果は良好である。

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園は、平成 27(2015)年に施行された学校法人会計基準に基づき、「学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程」（以下「会計及び経理規程」という。）等の諸規程を整備し、会計処理はこれらに従って適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団及び日本私立大学協会等の研修会に担当者が出席し、会計知識の向上に努めており、日常の業務において不明の点があれば、監事や顧問会計事務所及び監査法人に問い合わせ、指導助言を受けている。

事業計画書は、各部門から提出された計画を基に法人本部で作成している。

予算原案については、理事長から示された重点項目に基づき策定し、理事会で決定した予算編成方針を基に各部門に伝達し、各部門より予算要求資料を提出させている。予算案は、現場に主体性を持たせ、教育目的の実現に添うよう編成し、法人本部がヒアリングや調整を行った上で作成している。翌年度予算の編成は、9月から3月にかけて行い、当該年度予算の補正を行う場合は9月から11月にかけて編成する。

事業計画及び予算案は、常務理事会で審議した後、評議員会に諮問し、理事会で決定される。理事会決定後、法人本部より各部門に予算額を伝達する。

1) 予算執行に関わる経理の流れ

予算は、「会計及び経理規程」第8章（予算）に基づき執行される。執行の手続きは「学校法人ヤマザキ学園稟議規程」「学校法人ヤマザキ学園稟議手続細則」により原則として稟議により理事長の承認を得るが、例外として1件または1組が5万円未満の支出や、継続または反復的な支出に限り稟議なしで予算執行ができる。

2) 出納業務の流れ

- ア 支払伝票、出金伝票の作成（根拠書類添付）
- イ 大学にて支出決裁「担当者 → 部課長 → 大学事務局長」
- ウ 法人本部へ書類一式送付
- エ 法人本部経理課にて予算確認
- オ 法人本部経理課にて内容確認（修正があれば差し戻し）
- カ 銀行等を通じて支払い完了

また、随時予算の執行状況を伝達し、各部署との情報の共有を行っている。会計年度終了後は、決算案を作成し、理事会の審議を経て決算書の確定後、評議員会に報告している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の監査は、監事による会計監査及び業務監査、監査法人による会計監査を実施している。監事は2人おり、内1人は税理士である。理事会及び評議員会には原則毎回出席し、ガバナンスの堅持を図っている。監事は、監査法人の中間監査や決算監査時には、本学の財務の責任者から中間監査の概要や決算原案の概要の説明を聴取し、質疑を行っている。また、監事は業務の執行状況や財産の状況の監査を行い、監査法人による監査時は監査法人と意見を交換し、監査機能の充実と強化を図っている。

監査法人による会計監査は、学校法人会計基準に沿って、元帳及び証憑書類等の照合、計算書の照合及び現金預金の残高確認等を定期的に行っている。令和元(2019)年度において、監査は延べ49人により12日ほど実施された。本学園は、監査法人と監査契約を結び、定期的に監査を受けている。公認会計士からの指摘事項は特にない。【表 5-5-1】

【表 5-5-1】 令和元(2019)年度 監査法人監査日程表

実施日	監査内容	監査法人
令和元年 9 月 11 日・9 月 13 日	当年度の概況把握 期首繰越記帳の検討 資金収支項目の検討	東陽監査法人
令和 2 年 1 月 8 日・1 月 14 日	資金収支項目の検討	東陽監査法人
令和 2 年 3 月 25 日から 3 月 26 日	資金収支項目の検討 固定資産・図書実査 予算額の検討	東陽監査法人

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、「会計及び経理規程」「経理規程細則（固定資産）」に準拠して、適切な会計処理を行い、監査等の実施については、円滑に執行されるように協力体制を堅持するよう努めている。また、平成 27(2015)年度から導入された、新会計基準への移行は遅滞なく進化した。

【基準 5 の自己評価】

本学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準及び学校法人会計基準等の関係法令に基づき運営され、法令を遵守している。また、環境保全、人権及び安全に配慮しながら運営を行っている。なお、教育情報及び財務情報は、ホームページ上に公開している。

理事会は、「寄附行為」に基づき適切に運営されている。また、理事の選任については、「寄附行為」に従い適切に行い、出席状況も良好である。

学長は、管理運営部門と教学部門との連携が円滑に図れる体制を統括している。また、学内の意思決定機関の組織も適切に管理している。

理事長は、学長を兼務しており、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションを円滑に図っている。監事の選任は、「寄附行為」に則って行われ、理事会及び評議員会に毎回出席している。また、監査業務も適切に行っている。

本学の使命・目的を達成するため、健全に機能する事務体制を構築している。

本学の財務状況を全国平均値（日本私立学校振興・共済事業団「平成 30(2018)年度版 今日の私学財政（大学・短期大学編）」）より比較して見ると、以下の通りである。貸借対照

表の主要項目は、次の1から3、事業活動収支項目は4から5となっている。

1) 固定比率

固定資産の純資産（従来の表記は自己資金）に対する割合である。土地、建物及び施設等の固定資産にどの程度自己資産が投下されているか、資金の調達源泉とその用途とを対比させる関係比率である。固定資産は、学校法人の教育研究事業にとって必要不可欠であり、永続的にこれを維持あるいは更新していかなければならない。固定資産に投下した資金の回収は長時間にわたるため、本来投下資金は返済する必要のない自己資金を充てることが望ましい。この比率は100%を超えないことが望ましいが、本法人は85.2%となっており100%を超えていない。大学法人の全国平均比率は、100.3%となっている。

2) 流動比率

流動負債に対する流動資産の割合である。現金化が可能な流動資産がどのくらい用意されているか、短期的な支払い能力を判断する重要な指標の一つである。一般に金融機関等では、200%以上であれば優良とみなしており、学校法人の場合には必ずしも当てはまらないが、100%を切っている場合には、流動負債を固定資産に投下していることが多く、資金繰りに窮していると見られている。本法人は、295.8%となっており200%を超えている。大学法人の全国平均は238.1%となっている。

3) 総負債比率

固定負債と流動負債を合計した負債総額の総資産に対する割合である。この比率は、総資産に対する他人資金の比重を評価する極めて重要な関係比率である。この比率は低いほど良く、50%を超えると負債総額が自己資金を上回ることになり、さらに100%を超えると負債総額が資産総額を上回る状態、いわゆる債務超過になる。本法人は、8.8%となっており、全国平均の14.3%と比較しても良い結果となっている。

4) 人件費比率

この比率は、学校法人会計基準の改正により分母が帰属収入から、経常的な収入である経常収入に変更された。本法人は47.4%となっている。人件費の経常的な収入に対する割合を示す重要な比率であることに変わりはない。人件費は経常的支出のなかで最大の部分を占めているため、この比率が特に高くなると、事業活動収支の悪化を招きやすく、また一旦上昇した人件費比率の低下を図ることは容易でない。統計と比較すると、本法人は全国平均の49.0%より低い比率となっている。

5) 教育研究経費比率

この比率も、学校法人会計基準の改正により分母が帰属収入から、経常的な収入である経常収入に変更された。これは教育研究経費の経常収入に対する割合である。この経費は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、この比率も事業活動収支の均衡を失わない限りにおいて高くなることは望ましい。統計と比較すると、本法人は30.1%となっている。全国平均は40.0%となっている。

本学園の財務状況は、総じて全国平均に近い率となっているが、これに安閑とすることなく一層の財務状況の改善に努める。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしていない。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証については、中央教育審議会（平成 28(2016)年 8 月）に準拠して改善を図ることになるが、本学においても教授会、専任教員連絡会等において自立的な保証の取組みとして、日本高等教育評価機構が「ディプロマ・ポリシー」（卒業認定および学士の学位授与に関する方針）、「カリキュラム・ポリシー」（教育課程編成・実施の方針）及び「アドミッション・ポリシー」（入学者受入れ方針）の三つのポリシーに基づく大学教育の質的保証のガイドラインが提示されている。

しかし、第三者の視点において、本学の内部質保証の仕組み（組織体制）を明確にした体制を整備し、これを公開しなければならない。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

1) 教育の内部質保証に関する方針と体制の整備

大学が教育研究活動の質と学生の学修成果の水準を保証する方針や体制を整備し、継続的に改善・向上を図った成果を明確にして、これを学生に通知する体制を整備することとする。

2) 教育プログラムの点検・評価（モニタリングとレビュー）

教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、教育プログラム等の毎年の点検（モニタリング）や定期的な点検・評価（プログラム・レビュー）について学内各種委員会はこれを総括し、教授会において点検・評価を行い、

教育研究活動の見直しを行う。

3) 教育プログラムの新設等の学内承認

新たな教育プログラムの設置においては、教育研究活動の質を保証するために、学内の組織した各種委員会は、教育プログラムの内容について再検討し、改善を図る。

4) 教職員の能力の保証と発揮

教育研究活動を担う教員と教育支援及び学修支援業務にあたる教職員には、研究と自己能力向上に努めさせ、研修の機会を付与し、その成果を記録に残し、また、学内においても教育研究活動を発表して教員相互の能力の保証を強化する。

5) 学修環境・学習支援の点検・評価

学生の教育支援の施設・設備や資源等の学修環境並びに学習の相談・助言等の支援の施策の状況については、継続的に改善・向上をはかり、自己点検・評価委員会は学修環境の整備の実態の把握に努める。

6) 大学や学部・学科の教育研究活動の有効性の検証

大学や学部・学科の使命や目的を実現するため、自己点検・評価の結果を総括し各委員会は教育研究活動が有効に展開されているか否かの検証を行い、必要に応じて大学のテーマ別の点検・評価を行うこと等により、本学の教育研究活動がその使命や目的に照らして適切に行われ、成果を上げたことを検証する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしていない。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための個々の取組みは、継続的に実施されている。例えば、学生に対する教育のサポートや学生による授業評価アンケートに基づいた授業の改善及び教員の研究業績集の作成・公表等である。しかし、これらの結果と三つのポリシーについては、教授会、専任教員連絡会での自律的な質保証への取組みの検討は十分ではない。

また、平成 23(2011)年 4 月「学校教育法施行規則」改正により、9 項目の大学情報公開が義務化され、それによると (1) 大学の教育研究上の目的に関する (2) 教育研究上

の基本組織に関すること (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること、となっている。そのうち (1、3、4、7、8) などは大学案内書やホームページ上などで公開している。しかしながらこれらの項目は個々に公開されており IR などを活用した十分な調査や分析は行われていない。そのため、基準項目 6-2 の一部は満たしていない。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

大学における教育の質向上のための IR などを活用した調査・データの収集と分析は、専門的人材を含む組織体制作りにおいても十分ではない。

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

IR を活用するための組織体制作りと人材育成及び集積データを生かす組織体制作りが必要である。具体的には、自己点検・評価を客観的に検証することのできる、本学の学事顧問や外部委員も参加する組織作りを検討するとともに、教育研究活動の結果や成果の検証法を継続的に見直し及び改善をする必要がある。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしていない。

(2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

組織体制が一部不十分であるために、実施されている個々の内部質保証は不足している部分も見受けられる。この問題は、大学全体の方針とどのように密接に関連し、計画、実行、評価、改善というサイクルが有効に機能しているのかの自己評価体制の改善が必要である。

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価委員会活動に外部委員を加える等、組織作りから見直し、大学の中・長

期計画の目標とリンクさせることによって、カリキュラムの編成や学修方法の見直しや教育の改善・向上のためのPDCAサイクルが有効に機能しているかどうかを検証することができるようにする。

【基準6の自己評価】

内部質保証を効果的に実施していくには、恒常的な組織体制を整備すること、また、その責任体制を明確にすることが必要である。特に内部質保証は、中・長期的な計画に基づき日本高等教育評価機構の結果と評価を踏まえた改善に繋げる体制を構築しなければならない。そのため学長を中心として、自己評価委員会、教授会及び各種委員会は内部質保証のための計画を立案・実行し、評価を行い、誠意改善に努めている。